

平成24・25年度

釧路短期大学

自己点検・評価報告書

平成26年12月改訂版
(平成26年9月初版)

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	17
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	23
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	24
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	29
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画.....	30
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程.....	35
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援.....	44
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画.....	53
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	55
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	56
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源.....	58
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源.....	62
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	67
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源.....	68
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画.....	69
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	70
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	71
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	73
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	77
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	78
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画.....	80
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	80

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、平成 24・25 年度の釧路短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 26 年 12 月 22 日

理事長

西 塔 正 一

学長

西 塔 正 一

ALO

杉 本 龍 紀

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人および短期大学の沿革

学校法人緑ヶ岡学園釧路短期大学は、眼下に太平洋、背後に釧路湿原を擁し、阿寒の森と湖沼群、神秘の摩周や世界自然遺産の知床などが控える自然豊かな釧路市にキャンパスを置く。開学は昭和39年だが、当時は、国内では東海道新幹線が開業し東京オリンピックが開催され、釧路市も市民憲章を公示して都市改造事業などを原動力に本格的な街づくりに邁進するなか、女子の人材育成と文化の向上が地元の重要課題となっていた時期で、かねてから女子の高等教育の必要性を唱えていた初代理事長、広大な土地を寄贈した二代目理事長等の献身によって家政系単科の「釧路女子短期大学」が創設された。

釧路女子短期大学は女子の徳育を重んじ、「愛と奉仕に生きる人物を育てる」を教育目的に掲げ、ミッションスクールとして発足した。のちに学園の改革により宗教性が消えるが「愛と奉仕」を建学精神の根幹に据え直し、「地域に根差した教育」をめざして昭和41年に再出発した経緯がある。平成26年には創立50年を迎え、輩出した卒業生の数は4050名で、同窓会・後援会の支援と地元自治体をはじめとする地域の支援・支持により充実・発展してきた短期大学である。

以下は、学校法人および短期大学の沿革である。

昭和39年	学校法人緑ヶ岡学園設立認可 初代理事長に岡野佐太二就任 釧路女子短期大学開設(家政科) 初代学長に武部啓就任 釧路女子短期大学附属高等学校(のち「武修館高等学校」と改称)開設 2代目理事長に佐々木正雄就任
昭和40年	2代目学長に丸毛信勝就任
昭和41年	教職課程認可(中免2級 家庭・保健)
昭和42年	附属幼稚園認可
昭和44年	幼稚園教諭免許取得コース開講(明星大学との提携)
昭和45年	3代目学長に渡部五郎就任
昭和46年	3代目理事長に渡部五郎就任
昭和47年	4代目学長に青山一二就任
昭和48年	釧路短期大学に名称変更(男女共学)
昭和49年	4代目理事長 小船井武次郎就任 附属幼稚園教諭養成所開設
昭和50年	附属幼稚園教諭養成所に保母養成課程を開設、附属幼稚園教諭・保母養成所と改称
昭和51年	家政科入学定員変更
昭和54年	釧路短期大学家政科を生活科学科と改称
昭和55年	釧路短期大学幼児教育学科新設
昭和56年	釧路短期大学附属幼稚園教諭・保母養成所閉校
昭和58年	生活科学科に食物栄養課程を開設
昭和59年	生活科学科を生活科学専攻・食物栄養専攻に専攻分離 5代目学長に草刈善造就任

鳥取女子短期大学と姉妹校締結

- 昭和 62 年 生活科学科生活科学専攻に教養コースとビジネスコース開設
6 代目学長に田中正巳就任
- 昭和 63 年 釧路短期大学生涯教育センター開設
- 平成元年 釧路情報処理専門学校(のち「専門学校釧路ケアカレッジ」と改称)開設
- 平成 3 年 生活科学科生活科学専攻にビジネス・秘書コースと生活情報コース、食物栄養専攻に栄養情報コースと食文化コースを開設
生活科学科生活科学専攻に秘書士資格、食物栄養専攻に医療秘書士・医療事務管理士資格の各課程を開設
- 平成 6 年 生活科学科生活科学専攻に司書資格、幼児教育学科に社会福祉主事任用資格とレクリエーション・インストラクター資格の各課程を開設
- 平成 7 年 食物栄養専攻に医事管理士・医療管理秘書士資格の課程を開設
- 平成 10 年 5 代目理事長に小船井修一就任
- 平成 12 年 生活科学科生活科学専攻の秘書士資格課程を廃止しビジネス実務士資格課程を開設、同専攻に学校図書館司書教諭資格課程を開設
絵本とおはなしの部屋「でんでん」開設
- 平成 13 年 生活科学科食物栄養専攻にフードスペシャリスト資格課程を開設
7 代目学長に山崎幹雄就任
- 平成 15 年 8 代目学長に西塔正一就任
- 平成 16 年 学校法人日栄学園を吸収合併
- 平成 17 年 生活科学科にメディカルクラーク(医科)資格課程を開設
武修館中学校開設
- 平成 18 年 幼児教育学科に認定ベビーシッター資格課程を開設
- 平成 21 年 (財)短期大学基準協会による認証評価で「適格認定」を受ける
6 代目理事長に西塔正一就任

(2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員および在籍者数

平成 26 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
釧路短期大学	釧路市緑ヶ岡1丁目10番42号	100	200	191
武修館高等学校	釧路市武左5丁目9番1号	140	420	261
武修館中学校	釧路市武左5丁目9番1号	40	120	32
釧路短期大学附属幼稚園	釧路市緑ヶ岡1丁目10番42号	-	105	78
専門学校釧路ケアカレッジ	釧路市緑ヶ岡1丁目10番42号	40	80	51

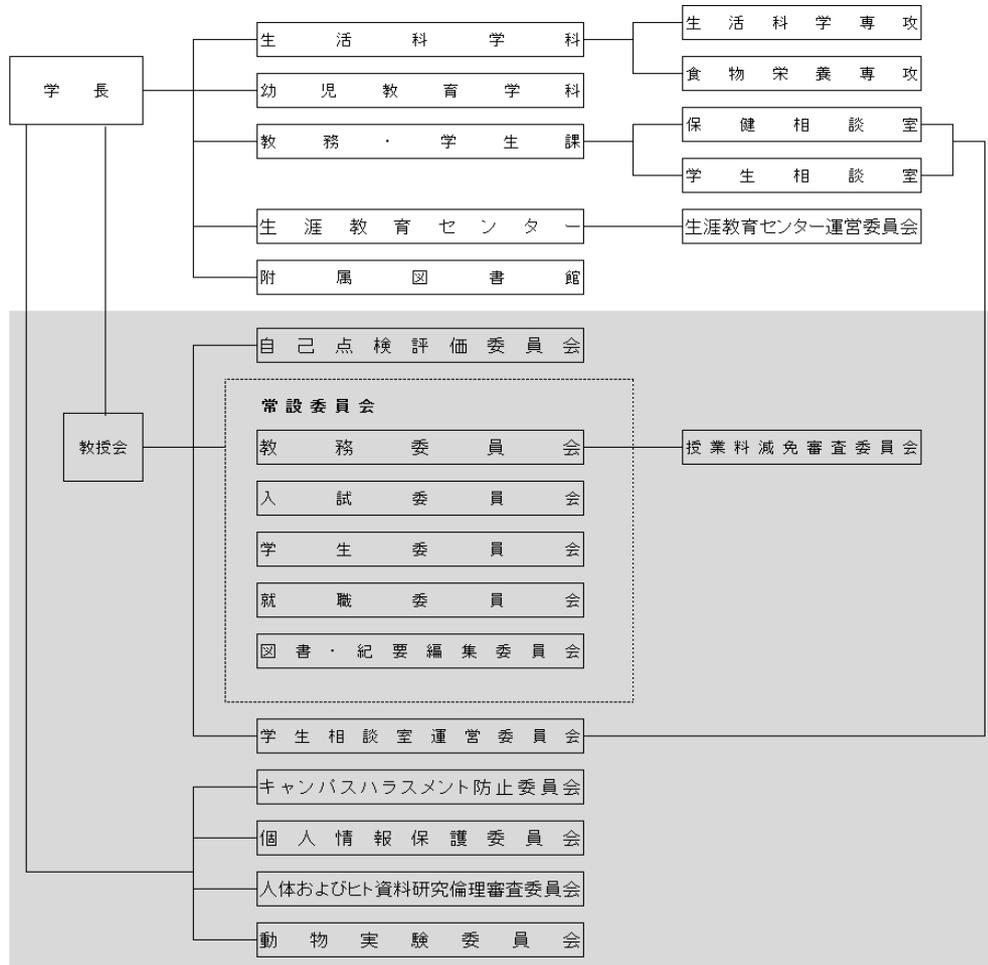
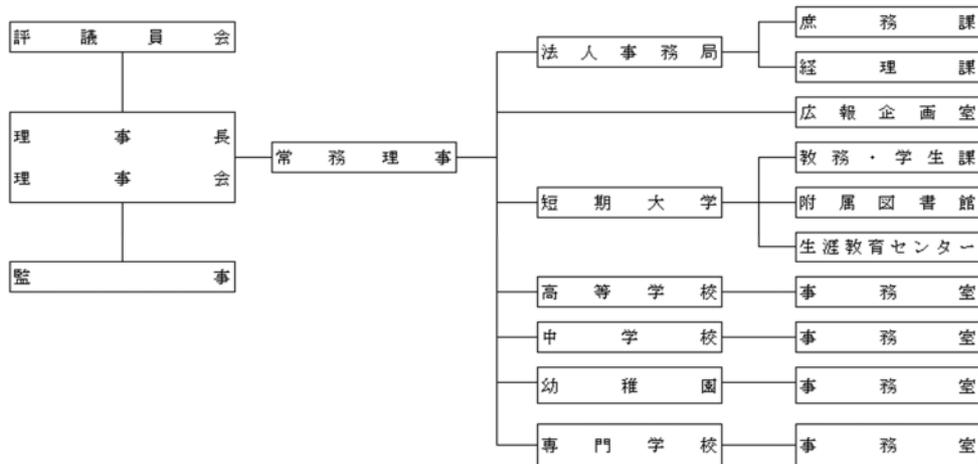
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 専任教員数、非常勤教員(兼任・兼担)数、教員以外の専任職員数、教員以外の非常勤職員数(人)

平成26年5月1日現在

専任教員数	非常勤教員数	専任職員数	非常勤職員数
18	43	13	2

● 学校法人・短期大学の組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

● 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

北海道はその面積の広大さを踏まえて、計 14 の総合振興局・振興局(ともに地方自治法上の支庁)が設置されているが、本学が立地する釧路市には釧路総合振興局が置かれ、また、北海道が制定した「新・北海道総合計画」(平成 20 年)では、北海道を 6 連携地域に区分し、本学が所在する釧路市は「釧路・根室連携地域」の中核都市に位置づけられている。その釧路市人口の平成 22～25 年の推移を下表に示す(釧路市『平成 25 年釧路市統計書』より/各年 9 月末人口/平成 23 年以前は外国人を含まない)。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
釧路市人口(人)	185,190	183,698	182,424	180,415
前年比(人)	Δ1,772	Δ1,492	Δ1,274	Δ2,009
前年比(%)	Δ0.95	Δ0.81	Δ0.70	Δ1.10

釧路市人口は平成 22 年から 25 年までの 3 年間で 4,478 人、約 2.6%減少した。人口減は昭和 50 年代初頭から始まった。当初のそれは社会減によるものだったが、平成 16 年以降は自然減も加わり、平成 26 年 4 月からは釧路市全域が過疎地域市町村に指定され、釧路総合振興局管内全市町村が過疎地域指定を受けることになった。釧路市同様、本学への通学可能地域とみなせる釧路総合振興局管内市町村(釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町)全体でも人口減少が続いている(下表：釧路総合振興局「住民基本台帳・世帯数推移 S41～H25」より/各年 3 月末人口)。

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
釧路管内人口(人)	253,126	250,973	248,282	245,348
前年比(人)	Δ3,059	Δ2,153	Δ2,691	Δ2,934
前年比(%)	Δ1.19	Δ0.85	Δ1.07	Δ1.18

次に、釧路総合振興局管内および釧路市に所在する高等学校の卒業生数の推移を示す(下表：釧路総合振興局「学校基本調査結果の推移 H1～H25」および釧路市『平成 25 年釧路市統計書』より)。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
釧路管内 卒業生数(人)	2,215	2,217	1,990	2,209
前年比(人)	Δ49	2	Δ227	219
うち 釧路市内(人)	1,618	1,692	1,556	1,685
前年比(人)	Δ99	74	Δ136	129

● 学生の入学動向(学生の出身地別人数および割合)

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
釧路市・ 釧路町	81	78.6	84	79.2	65	69.9	85	85	73	77.7
釧路管内	10	9.7	14	13.2	14	15.1	8	8	13	13.8
根室管内	4	3.9	2	1.9	9	9.7	3	3	4	4.3
十勝管内	3	2.9	2	1.9	4	4.3	1	1	2	2.1
網走管内	2	1.9	3	2.8	0	0	2	2	1	1.1
その他 道内	0	0	0	0	1	1.1	1	1	1	1.1
道外	3	2.9	1	0.9	0	0	0	0	0	0

● 地域社会のニーズ

本学が所在する釧路市は、多くの他市町村と同様に少子高齢化が進んでいる。

釧路市の高齢化率(人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は、平成2年：10.0%、平成7年：13.0%、平成12年：16.9%、平成17年：21.2%、平成22年：25.2%と(国勢調査結果より)、日本全体(平成22年の高齢化率23.0%)よりも高齢化が進んだ。一方、人口に占める0～14歳人口の割合も、平成2年：19.4%(41,938人)、平成7年：16.2%(33,919人)、平成12年：14.1%(28,441人)、平成17年：13.0%(24,683人)、平成22年：12.0%(21,772)と推移し(国勢調査結果より)、少子化の進展も顕著である。

この状況下では、若年人口の地域外への流出を抑制する、子どもを産む性である女性の地域定着を促進すること等が、地域社会の維持・発展にとって重要事となる。釧路市および釧路管内町村からの入学者が大半を占め、卒業者の大半を釧路市・釧路管内町村に送り出し、かつ女子学生が8～9割を占める本学は、釧路管内・根室管内で唯一の短期大学であることもあって、地域社会の人口減少抑制というニーズに対し一定の役割を果たしていると考えられる。

若者が地域社会の活性化や地域生活支援等に係わっていくことは、将来的にも地域社会の活力増進につながる。学生による様々な地域活動を展開してきた本学は、今後の地域の基盤を支える人材を地域に送り出す役割を担ってきている。

また、少子高齢化が進むにつれ、住民の健康な食生活の維持・促進、子育て支援の強化の必要性が高まってきた。栄養士、保育士・幼稚園教諭といった保育者を育てる本学の教育は、地域社会のニーズに応えるものだと言えよう(食物と栄養に関する知識・技能を身につけた栄養士は、この地域で盛んな食品製造業でも役立っている)。さらに、あらゆる組織・企業に必要な事務職や現代の生活で必須になっている情報資源利用のスペシャリストである司書職の養成教育もまた、地域のニーズを踏まえたものであると位置づけている。

● 地域社会の産業の動向

釧路管内市町村のうち、太平洋沿岸部(釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、浜中町)では水産業(漁業)が盛んで、水産資源を用いた水産加工業も大きな位置を占めている。内陸部(標茶町、弟子屈町、鶴居村)では、酪農を中心とする畜産業が発達しているが、近年、管内市町村では小規模ながら栽培農業も発展してきており、注目を集め出している。また、釧路市を中心に産業用機械製造業が発達しており、飲料製造業、水産加工・畜産加工業など地域資源利用型産業にも製造用機械を提供している。その面では良好な地域循環を形づくっている。さらに、釧路湿原や阿寒湖・摩周湖・屈斜路湖、各地にある温泉地といった自然資源(釧路管内には、2つの国立公園—釧路湿原国立公園・阿寒国立公園がある)や、新鮮な魚介類等をセールスポイントにした観光産業にも力を入れている。

釧路市産業の特質について、かねてより、伝統的な3大基幹産業(水産、石炭、紙パルプ)の存在が指摘されてきた。地域の産業全体に占めるこれら産業の構成比を全国あるいは北海道全体の構成比と比較すると、上記3産業は、いまなお釧路市産業を特徴付けるものである。しかし、これらの産業はいずれも、その規模が小さくなってきている。たとえば釧路市の漁獲高は昭和52年に882億円とピークに達した後、増減はありながらも傾向的には減少し続け、平成24年には88億円とピーク時の1/10となった。国内唯一の坑内堀炭坑から出炭する石炭も、昭和52年には261万トンと最大を記録したが、2000年代に入ってからの新会社への移行と採炭量抑制も影響して、平成24年は51万トンにとどまっている。紙・パルプ産業の出荷額は平成元年の1417億円が最大で、平成24年には548億円程度と最盛期の4割弱まで落ち込んでいる。

このような変化を背景にして、釧路市では第3次産業とくにサービス業の比重が高まってきた。なかでも近年、医療・福祉の伸びが著しい。他方で、小売業を中心に他地域に本社・本店をもつ企業の進出が続いたことによる影響もあって、地元の小売企業・店舗の廃業等が頻発し、日常の買い物が困難な“買い物難民”が生まれてきている等の新たな課題にも直面している。

● 短期大学所在の市区町村の全体図



出所：『釧路市総合振興局ホームページ 釧路のまち』

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/machi/index.htm>



出所：Google Map

(5) 学生データ

① 入学定員・入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
生活科学科 生活科学専攻	入学定員(人)	20	20	20	20	
	入学者数(人)	23	13	21	14	
	入学定員 充足率(%)	115	65	105	70	
	収容定員(人)	40	40	40	40	
	在籍者数(人)	46	35	35	36	
	収容定員 充足率(%)	115	87	87	90	

生活科学科 食物栄養専攻	入学定員(人)	30	30	30	30
	入学者数(人)	28	33	24	27
	入学定員 充足率(%)	93	110	80	90
	収容定員(人)	60	60	60	60
	在籍者数(人)	60	65	53	47
	収容定員 充足率(%)	100	103	88	78
幼児教育学科	入学定員(人)	50	50	50	50
	入学者数(人)	55	47	55	53
	入学定員 充足率(%)	110	94	110	106
	収容定員(人)	100	100	100	100
	在籍者数(人)	100	97	99	108
	収容定員 充足率(%)	100	97	99	108

(学校基本調査データ)

② 卒業生数(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	47	52	50	39
生活科学専攻	16	23	22	13
食物栄養専攻	31	29	28	26
幼児教育学科	41	44	49	43

③ 退学者数(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	7	1	8	7
生活科学専攻	2	1	0	0
食物栄養専攻	5	0	8	7
幼児教育学科	4	6	3	1

④ 休学者数(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	4	2	2	5
生活科学専攻	1	0	0	0
食物栄養専攻	3	2	2	5
幼児教育学科	0	4	0	0

⑤ 就職者数(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	30	40	33	32
生活科学専攻	8	18	12	10
食物栄養専攻	22	22	21	22
幼児教育学科	38	38	48	39

⑥ 進学者数(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
生活科学科	3	2	0	0
生活科学専攻	1	1	0	0
食物栄養専攻	2	1	0	0
幼児教育学科	0	0	0	1

(6) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要(人)

平成26年5月1日現在

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
生活科学科 生活科学専攻	3	1			4	4		2		11	家政 関係
生活科学学科 食物栄養専攻	2	2	2		6	4		2	3	5	家政 関係
幼児教育学科	4	2	2		8	6		2		21	教育 学・ 保育 学関 係
(小計)	9	5	4		18	14		6	3	43	
[その他の組織等]										6	一般 教育 科目 担当
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	9	5	4		18	17		7	3	43	

[注]

- 1 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数(昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。)を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
- 2 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。なお、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を加算する。
- 3 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数(通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
- 4 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員(例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等)数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等(募集停止の場合はその年度も含む。)を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
- 5 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
- 6 備考欄には、当該学科の種類(短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」)を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要(人)

平成26年5月1日現在

	専任	兼任	計
事務職員	10	0	10
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	0	2
その他の職員	1	2	3
計	13	2	15

[注] 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。契約職員、派遣職員等は、「兼任」に分類する。

③ 校地等(m²)

平成 26 年 5 月 1 日現在

校地等	区分	専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	計(m ²)	基準面積(m ²) [注]	在籍学生一人当たりの面積(m ²)	備考(共有の状況等)
	校舎敷地	9,732	1,159	14,831	25,722	2,000	[イ] 116	武修館高等学校と共用
	運動場用地		11,475	15,313	26,788			武修館高等学校と共用
	小計	9,732	12,634	30,144	[ロ] 52,510			
	その他							
	合計	9,732	12,634	30,144	52,510			

[注] 基準面積(m²)=短期大学設置基準上必要な面積

[イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [ロ] ÷ 当該短期大学の在籍学生数【他の学校等と共用している場合は当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数】

④ 校舎(m²)

平成 26 年 5 月 1 日現在

区分	専用(m ²)	共用(m ²)	共用する他の学校等の専用(m ²)	計(m ²)	基準面積(m ²) [注]	備考(共有の状況等)
校舎	3,775	1,159	6,777	11,711	3,250	武修館高等学校と共用

[注] 基準面積(m²)=短期大学設置基準上必要な面積⑤ 教室等(m²)

平成 26 年 5 月 1 日現在

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
5	16	1	1	

⑥ 専任教員研究室(室)

平成 26 年 5 月 1 日現在

専任教員研究室
17

⑦ 図書・設備

平成 26 年 5 月 1 日現在

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
生活科学科	24,295 [1,302]	32 [3]	3 [3]	(456)		
幼児教育学科	16,295 [681]	32 [3]	0 [0]			

※電子ジャーナルは冊子体付属のパッケージ、視聴覚資料は図書冊数の内数

図書館	面積(m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
		486	44
体育館	面積(m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,159	屋外運動場	

※ 体育館・屋外運動場については、法人内の「武修館高等学校」と共用

(7) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学 Web ページの「情報公開」(「学則」) 学科・専攻の教育研究上の目的：本学 Web ページ の「情報公開」(「学科・専攻名、教育研究上の目的」) 短期大学案内 カレッジ・ライフ
2	教育研究上の基本組織に関する事	本学 Web ページの「情報公開」(「教員組織、各教 員が有する学位および業績」)
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位 および業績に関する事	本学 Web ページの「情報公開」(「教員組織、各教 員が有する学位および業績」)
4	入学者に関する受け入れ方針および入学者の 数、収容定員および在学する学生の数、卒業又 は修了した者の数並びに進学者数および就職 者数その他進学および就職等の状況に関する 事	本学 Web ページの「情報公開」(「教育方針(受入れ、 教育課程、卒業認定・学位授与)」および「収容定 員」「在学者数」「卒業(修了)者数・進学者数・就職 者数」)
5	授業科目、授業の方法および内容並びに年間の 授業の計画に関する事	本学 Web ページの「情報公開」(「授業科目、授業 方法および内容、年間授業計画」) シラバス
6	学修の成果に係る評価および卒業又は修了の 認定に当たっての基準に関する事	本学 Web ページの「情報公開」(「学則」「教育上の 目的に応じ学生が修得すべき知識および能力、履修 モデル」および「修了の認定に当たっての基準」 「教育方針(受入れ、教育課程、卒業認定・学位授 与)」)

7	校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学 Web ページの「情報公開」(「教育研究環境、アクセス(交通手段)」) カレッジ・ライフ
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学 Web ページの「情報公開」(「授業料・入学料・その他の費用」) 短期大学案内 学生募集要項 カレッジ・ライフ
9	大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること	本学 Web ページの「情報公開」(「学生の修学、進路選択および心身の健康に係わる相談と支援」) カレッジ・ライフ

[注] 本学 Web ページの「情報公開」 <http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/>

② 学校法人の財務情報の公表について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書および在籍者数	本学 Web ページの「情報公開」(「前年度の財産目録」「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」「事業報告書」「監事の監査報告書」)および学園 Web ページの「情報公開」(「在籍者数」含む)

[注] 本学 Web ページの「情報公開」 <http://www.midorigaoka.ac.jp/kushirojc/>
 本学園 Web ページの「情報公開」 <http://www.midorigaoka.ac.jp/houjin/>

(8) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻では、教育目標(幅広い教養・技能とコミュニケーション力を有する専門的職業人の養成、地域を愛し係わることのできる規律ある人格の養成)に示される諸力の獲得を学習成果として位置づけている。しかし、それらを学生たちが理解するには抽象的・一般的すぎると判断から、かねてより学習成果獲得の基本的構成要素である科目のユニット図を示し、学習内容の区分を概括的に表示してきた。平成 25 年度には、獲得できる学習成果をいくつか区分し、各科目がどのような学習成果の獲得に係わっているのかを表すカリキュラムマップを作成・試行利用し、平成 26 年度から、キャリアデザイン・ポート・フォリオによる学習成果等の自己評価を取り入れ、本格的な利用を開始した。

学習成果の測定の手法としては、学内の学習の成果を仕事の現場で確認し課題を見出す学外実習や種々の資格取得、資格認定試験・検定試験の成績は客観性を有しており、学習成果の量的また質的測定に用いている。なお、各科目が学習成果獲得における基本的重要性を担っていることから、授業アンケート結果や学生たちの目標到達度を踏まえて、授業方法の改善への取り組みを進めているのは当然である。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻では、教育目標(確かな専門知識と技能を有し地域社会に貢献できる栄養士養成、

ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリスト養成)に示される諸力、また栄養士をはじめとする食と栄養に係わる免許・資格取得としても表現される諸力の獲得を学習成果と位置づけている。もとより栄養養成科目は分野別に区分されているが、かねてより本専攻では、専攻で開設している全科目を分野別に区分するユニット図を作成し、専攻での学習がどのような内容によって成り立っているかを示してきた。これによって、〇〇分野という形で学習内容が示され、それぞれのユニットに含まれる科目の成績によって、高いレベルの学習成果をあげている分野やそうではない分野などがわかりやすくなっている。

本専攻での学習成果を総合的に測る重要な方法として、給食実務校外実習、全国栄養士養成施設協会認定栄養士実力試験、フードスペシャリスト資格認定試験がある。いずれも学外者による客観的で総合的な学習成果の測定法として有益である。なお、各科目が学習成果獲得における基本的重要性を担っていることから、授業アンケート結果や学生たちの目標到達度を踏まえて、授業方法の改善への取り組みを進めているのは当然である。

<幼児教育学科>

「保育者」という「到達目標」が明確な本学科では、入学時には保育に関する免許・資格の取得をほぼ 100%の学生が抱いている。カリキュラム・マップは未完成であるが、教職課程科目では「履修カルテ」に、「自己評価シート」を加え、「保育者に必要な資質能力」の項目と指標を掲げている。1年終了時と2回の実習後には、学生がこのシートで到達度チェックを行う。また、実習前に担当教員と行う実習課題面談により、担当教員は学生の現状と課題を把握し、実習巡回指導にも繋げている。

学習成果の向上・充実について、本学科では、平成 18 年度より、実習指導関係科目を専任教員が全員で学生約 10 名を担当し、毎週金曜日に保育観察・記録指導、指導案演習などの実践的な学びを集中させ、支援してきた(2 年次に担当を変更)。学生の段階的な成長の確認とともに、学生が抱える困難を逸早く把握し、学科会議等で共有している。課題は、「履修カルテ」の対象を全科目に拡大し、実習指導課題や面談状況などを統合すること。これらを電子データ化して、学生・教員とも常時確認できる方式とすることである。

(9) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育その他の教育プログラム

該当なし

(10) 公的資金の適正管理の状況

受給している教員は少ないが、本学にとっての公的研究費は主に科学研究費である。公的研究費の管理は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、平成 20 年 4 月に「科学研究費補助金の管理および取扱に関する規程」や「科学研究費補助金事務取扱に関する規程」を制定し、最高管理責任者を学長とし、ルール明確化、職務権限の明確化、関係者の意識向上、調査や懲戒に関して整備を行った。また、関係規定を学内サーバーや本学の Web サイトに掲載し、関係者に不正防止を含めた適正な使用について周知を図るよう努めている。

(11) 理事会・評議員会ごとの開催状況(24年度～25年度)

[注]

1. 平成24年度から平成26年度までに開催した全ての理事会および評議員会について

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7～10人	8人	平成24年5月28日 9:30～10:50	8人	100.0%	人	2/2
		7人	平成24年5月31日 9:30～9:40	7人	100.0%	人	0/2
	7人	平成24年11月27日 10:50～11:50	6人	85.7%	1人	2/2	
	7人	平成25年3月26日 10:50～12:07	5人	71.4%	2人	2/2	
	7人	平成25年5月28日 9:30～10:50	7人	100.0%	人	2/2	
	7人	平成25年11月27日 10:55～13:55	6人	85.7%	1人	1/2	
	7人	平成26年3月24日 11:00～12:25	5人	71.4%	2人	1/2	
評議員会	22～24人	22人	平成24年5月28日 11:00～11:53	15人	68.2%	7人	2/2
	22～24人	22人	平成24年11月27日 9:30～10:45	16人	72.7%	5人	2/2
	15～22人	21人	平成25年3月26日 9:30～10:07	15人	71.4%	6人	2/2
	15～22人	21人	平成25年5月28日 11:00～11:55	16人	76.2%	3人	2/2
	15～22人	21人	平成25年11月27日 9:30～10:21	19人	90.5%	2人	1/2
	15～22人	21人	平成26年3月24日 9:30～10:24	15人	71.4%	6人	1/2

て、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)

2. 「定員」および「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
 3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。

4. 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会および評議員会に出席した監事数を記入する。

(12) その他

特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

● 自己点検・評価委員会について

本学では学則第2条に定める自己点検・評価活動を実施するため、「釧路短期大学自己点検評価委員会規則」を制定し、自己点検・評価活動の中心的組織として、自己点検評価委員会を設置している。その業務は①自己点検評価の実施方法の検討、②自己点検評価の実施、③自己点検評価報告書および年報の作成、④その他委員会が必要とする事項である。

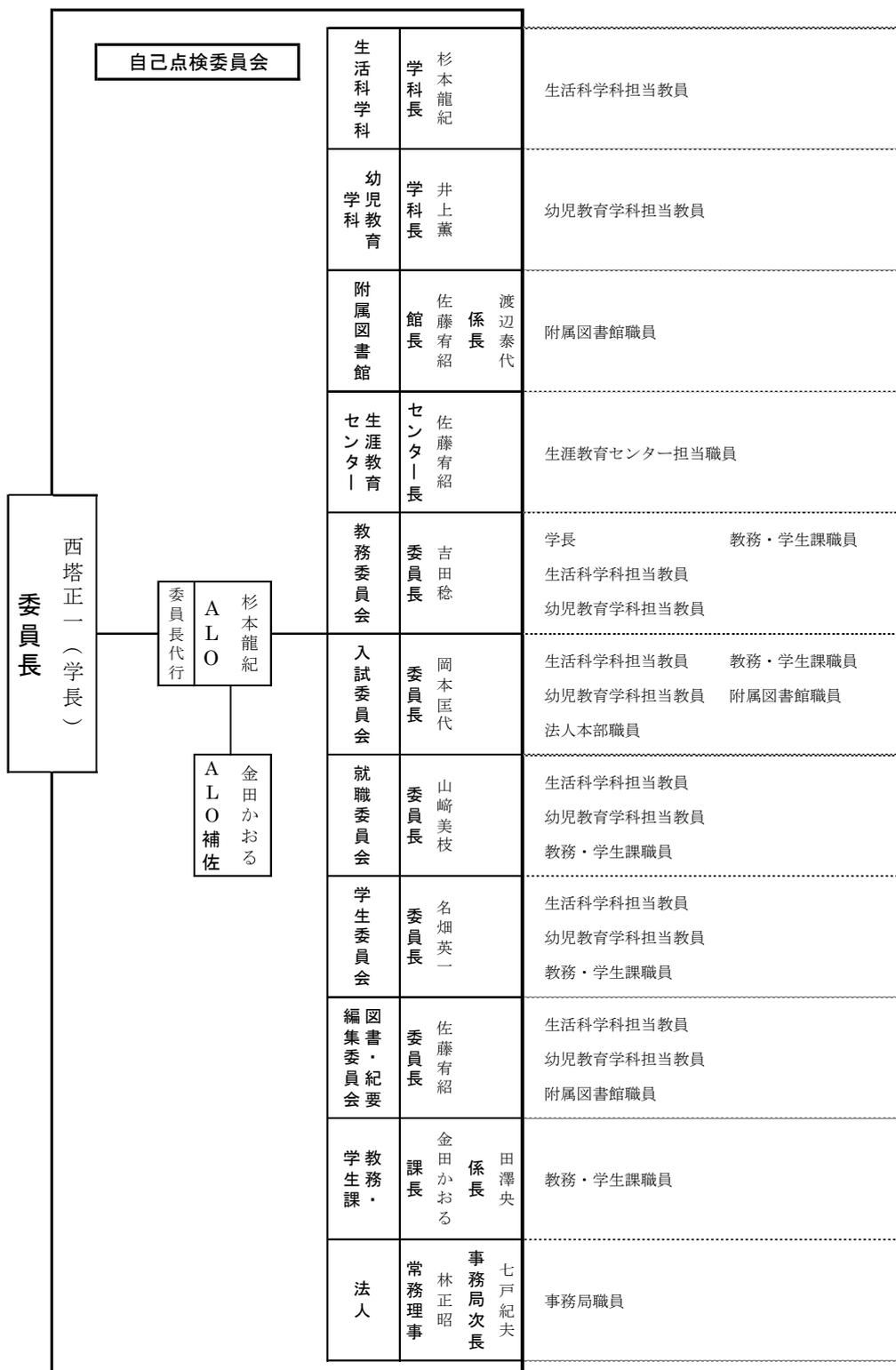
本報告書の作成を担当した平成26年度の自己点検評価委員会は、学長を委員長とし、生活科学科長(ALO兼務)、幼児教育学科長、附属図書館長、生涯教育センター長、教務委員長、入試委員長、学生委員長、就職委員長、図書委員長、教務・学生課長(ALO補佐兼務)(以上、自己点検評価委員会規則による)からなり、専門委員として、法人常務理事、法人事務局次長、教務・学生課係長、附属図書館係長を委嘱している。それぞれ所属する部署・委員会等の自己点検・評価活動の責任者として活動するとともに、本学における自己点検・評価活動全体にも責任を持って活動している。

<平成26年度 自己点検評価委員会 担当者・構成員>

No.	役職	氏名	所属・担当
1	委員長	西塔 正一	学長・理事長
2	委員	杉本 龍紀	生活科学科長、ALO
3	〃	井上 薫	幼児教育学科長
4	〃	佐藤 宥紹	附属図書館長・生涯教育センター長、図書委員長
5	〃	吉田 稔	教務委員長
6	〃	岡本 匡代	入試委員長
7	〃	名畑 英一	学生委員長
8	〃	山崎 美枝	就職委員長
9	〃	金田 かおる	教務・学生課長、ALO補佐
10	専門委員	林 正昭	法人常務理事
11	〃	七戸 紀夫	法人事務局次長
12	〃	田澤 央	教務・学生課係長
13	〃	渡辺 泰代	附属図書館係長

● 自己点検・評価活動の組織図

本報告書を作成した平成26年度の自己点検・評価活動の組織図を次に示す。



● 自己点検・評価活動の組織の機能

本学の自己点検・評価活動は、学長(理事長)を委員長とし、主に附属図書館・生涯教育センター・学科・短大事務(教務・学生課)・常置委員会・法人事務局の責任者としての職務を担う委員で構成する自己点検評価委員会が中心となって進めてきた。各委員はそれぞれ部署の責任者として部署内の教職員とともに点検・評価を進めている。これによって、すべての教職員が自己点検・評価活動に関わる態勢が確立している。

本学が初めて自己点検・評価報告書を作成・発行したのは、自己点検・評価結果の公表が義務化される前の平成8年である。以降、自己点検評価委員会が中心となって、1~2年に一度の報告書作成を継続している(この間、東京都の某短期大学との相互評価も実施)。自己点検・評価活動とその集約点としての報告書作成を通じて、点検・評価→現状・成果確認と改善課題設定→改善行動→点検・評価→現状・成果確認と課題再設定……というサイクルが確立してきている。

自己点検評価委員会は、全学・全教職員による日常的な点検・評価活動を促進している。委員会自体は自己点検・評価の実施、報告書作成を中心的業務としているが、たとえば、自己点検・評価活動の重要な一環として位置づけている「授業アンケート」や卒業後評価調査などは、自己点検評価委員会での議論を踏まえて教務委員会・就職委員会を主管として実施されている。

● 自己点検・評価報告書完成までの活動

①第三者評価受審に向けた自己点検・評価基準等についての確認・検討

自己点検評価委員会にて審議(平成25年3月22日)

全体像、前回の第三者評価との相違他

②平成24・25年度自己点検・評価作業について

自己点検評価委員会にて審議(平成25年3月22日)

平成25年度は新基準も意識した改善を進めることで一致

③第三者評価受審に向けた具体的な準備の検討

自己点検評価委員会にて審議(平成25年9月27日)

「短期大学評価基準」と本学の現場の比較・検討作業へ
不足資料の点検と準備・整理へ

④平成24・25年度自己点検・評価作業および報告書作成について

自己点検評価委員会にて審議(平成25年9月27日)

「短期大学評価基準」(平成22年)と「自己点検・評価報告書作成マニュアル」(平成26年度評価用)に沿って作成し、明らかになる課題の平成26年度以降の改善を追求することを確認(第三者評価準備も兼ねる)

⑤平成24・25年度自己点検・評価報告書作成について

自己点検評価委員会にて審議(平成26年3月13日)

作成意義の確認(自己点検・評価活動の継続とまとめ)

平成26年度用自己点検・評価報告書マニュアル準拠で作成(第三者評価準備)
報告書原稿・資料準備計画決定

⑥第三者評価受審に向けた具体的な準備

自己点検評価委員会にて審議(平成 26 年 3 月 13 日)

平成 25 年度第三者評価結果(機関別評価結果)の確認

生活科学科生活科学専攻カリキュラム・マップを確認

提出資料・備付資料確認(不足資料の有無他)、必要資料準備について

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

(1)「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の現状と課題の概要

「建学の精神」について、昭和 39 年の本学の前身である釧路女子短期大学開学以来、「愛と奉仕」という建学の精神は継承・確認され続け、これに基づく三つの教育理念(自由にして規律ある人格、幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の養成、地域社会の文化の向上と福祉への貢献)も確立し、内外に公表するとともに、本学学生・保護者・教職員に周知・共有を進めている。課題としては、建学の精神・教育理念と学科・専攻の教育目標、教育課程、学習成果等との関連性のさらなる研究、それらを非常勤講師・未来の入学生・保護者・市民に周知・定着させることが挙げられる。

「教育の効果」に関しては、建学の精神および教育理念に基づき、生活科学科生活科学専攻・同食物栄養専攻、幼児教育学科とも学則にて教育目的(人材養成の目的)を明示するとともに、教育目的を踏まえてより具体化した教育目標も定めている。また、教育目的・教育目標に示される人間性と諸力の形成・獲得を、総括的な学習成果としている。課題として、(教育)目的・目標の定期的点検の実施、卒業後の早期離職問題の検討・対応がある。

「学習成果」は、何よりもまず教育目的・教育目標実現に向けて開設している各科目で学生の到達目標として定めている。さらに生活科学科生活科学専攻では開設科目をカテゴリ化したユニット図と、学習成果の要素を細分して示し、開設科目の学習内容が学習成果のどの要素と関わっているかを示すカリキュラムマップを用いて学習成果を細かく定めている。また、学習成果の測定に関しては、各科目の成績評価に加えて、学外実習の評価、免許資格の取得(検定試験等での獲得点を含む)も学習成果の測定に役立っている。同学科食物栄養専攻でもユニット図によって学習成果の内容を示し、その測定については各科目の成績評価に加えて、学外実習の評価、栄養士実力試験やフードスペシャリスト資格認定試験での評価や獲得点も学習成果測定の重要なツールとしている。幼児教育学科では、「履修カルテ」が学習成果の明示と測定の重要なツールとしている。1 年次終了時・教育実習終了後などに学生本人が自己チェックし、変化を確認できるようにして、個別面談などでの指導時の重要な資料としている。今後の課題には、学生への学習成果の提示方法の改善、学習成果獲得状況の学生による自己評価方法の改善などがある。

「教育の質保証」については、まず関係法令等を常に確認し、関連情報を周知・共有し、法令順守に務めている。学習成果を焦点とする査定の面では、まず各科目のシラバスで獲得できる学習成果を学生の到達目標として明示し、成績評価として査定し、教職員全体で確認・共有している。また、授業評価、就職先の卒業生評価等でも全体的な学習成果を査定している。これらによって、科目→教育課程(学科・専攻)→短期大学全体といった手順で、科目内容の妥当性、教育課程全体の点検等を行い、PDCA サイクルを確立している。課題には、学位授与の方針の見直しと学則への明記の検討、授業方法の一層の改善、各科目の学習内容と学習成果の関連の明示(全学科・専攻でのカリキュラム・マップ作成)の検討などがある。

「自己点検・評価」の実施および結果の公表を学則にて定め、「釧路短期大学自己点検評価委員会規則」に則って自己点検評価委員会を設置して行っている。本学では平成 7 年

度より自己点検・評価活動を始め、以降、継続的に自己点検・評価活動を行い常態化させてきた。この活動は自己点検評価委員会委員のみならず、全教職員が係わる全学協働作業として展開している。課題としては、自己点検・評価報告書の単年度作成、全教職員による自己点検・評価活動の強化がある。

(2)「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の改善計画の概要

- ・必要に応じて建学の精神の現代的解釈等について意見を集約し、建議する。
- ・学科・専攻の(教育)目的および教育目標を点検し、必要に応じて改定を建議する。
- ・学科・専攻の学習成果の獲得度評価(学生の自己評価を含む)方法を見直す。
- ・(保育)現場からの保育者養成の課題等に関する意見をいただく場を設ける。
- ・学位授与の方針の見直し、および学則記載を検討する。
- ・授業方法改善により一層取り組む。
- ・カリキュラム・マップの全学科・専攻での作成・利用を検討する。
- ・学生指導状況を教員が共有する新しいシステムを検討する。
- ・自己点検・評価活動のこれまで以上の常態化および全職員による取り組みを強化する。

(3)「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の行動計画の概要

- ・建学の精神および教育理念の認知・理解度を測るとともに、学科・専攻の教育目標・教育計画・教育課程・シラバス・学習成果との関連性を継続的に研究し、必要に応じて現代的な解釈等を建議する。
- ・平成 26 年度中に入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針を見直し、必要な場合平成 27 年度から改定・変更する。
- ・平成 26 年度は前後期とも授業アンケートを実施し、これを用いた研修会を行って授業改善に努める。
- ・平成 26 年度末までに自己点検評価拡大委員会等によって全教職員による自己点検・評価活動をさらにすすめる。
- ・平成 26 年度中に学科・専攻の(教育)目的・教育目標を見直す。
- ・(生活科学科生活科学専攻)平成 26 年度中にカリキュラム・マップ等を用いた学習成果査定(自己査定含む)・目標設定の成果・課題をまとめ、改善の計画を策定する。
- ・(食物栄養専攻)平成 26 年度中に学習成果明示および測定の手法を検討する。
- ・(幼児教育学科)平成 26 年度中に学習成果測定の手法でもある「履修カルテ」を見直し改定・整備する。
- ・(幼児教育学科)平成 26 年度中に学生指導情報の教員による共有・閲覧の新方法を検討し、平成 27 年度からの実施を試みる。
- ・(幼児教育学科)平成 26 年度中に学生が指導を受けた課題を電子データで集約するシステムとする。

〔テーマ 基準 I-A 建学の精神〕

〔区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している〕

(a) 現状

本学の前身は、昭和 39 年家政科単科の「釧路女子短期大学」である。設立委員会の代表者で、初代理事長となった岡野佐太二氏は、敬虔なクリスチャンで道東の開発にとっては男子同様女子の人材養成と文化の向上を重要課題とし、とくにこの地域で女子の家政系大学は皆無であること、また敗戦の虚脱感から立ち直りつつあったが、「われわれの生活を支える一つの背骨となるべきものの必要性を痛感」し、「特に最近の道徳の低下は生活信条の欠如に基因するところ多大なものがあり茲にキリスト教主義の学校教育の真髓とする考え方」(設立趣意書)に至った。当時の学則第 1 条には、「...基督教の精神に従って女子に短期大学の教育を施し、女性本来の徳性をみがき清らかな人格をきずくと共に、高く広い教養と実際に役立つ専門の学術とを授けて、愛と奉仕に生きる人物を育てることを目的とする」とした。現在は、その宗教性は皆無であるが、爾来学長・理事長が公式な式典(入学式、卒業式等)において、本学の建学の精神として「愛と奉仕」の精神と実践の必要性が語り継がれてきた。そして創立 40 周年を次年に迎えた平成 15 年度に理事長と各所属長の会議で、あらためて本学園の建学の精神として「愛と奉仕」が確認され、短大を始め、高等学校など各所属学校の教育計画、教育活動の礎となっている。

本学は、この精神に基づいて、次の三つの教育理念の下で、学生達と教職員の人格的触れ合いをはかり、教育と研究を通して、人間形成をめざしている。「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」の三項目である。建学の精神、教育理念は、「本学ホームページ」、「学生便覧(カレッジ・ライフ)」、「大学案内」などに公表し、詳しく説明している。入学式、入学生(新任の教職員)のオリエンテーション、学位記授与式には、学長(理事長)による式辞、講話の中で学生、保護者、教職員に対して必ず解説し、周知・共有を図っている。各学科・専攻の教育方針との整合性の点検を毎年実施し、教育計画、教育課程、シラバス作成の際には、非常勤講師にも提示し、理解協力を求めている。現在、建学の精神、教育理念に対して、時代に応じた新たな解釈や提言は出てきてはいないが、提出されると教授会の議を経て学長が理事会へ意見具申を行う。

(b) 課題

建学の精神・教育理念と各学科・専攻の教育目標、教育計画、教育課程、シラバスまた、学習成果との関連性をさらに研究をすること、さらに非常勤講師や未来の新生、保護者、市民にまで周知、定着をさせることが課題といえる。

○ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

本学の建学の精神「愛と奉仕」は、人類普遍の原理と位置付けており、平成 15 年度に確認した後、現状見直しの意見は出てきていない。だが「不易流行」、現代的な解釈や提言があれば、教授会の議を経て、学長が理事会に意見具申をする。

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している〕

(a) 現状

本学の建学の精神「愛と奉仕」、建学の精神に基づく教育理念「自由にして規律ある人格」「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」に則り、学科・専攻はそれぞれの(教育)目的・教育目標を明確に示し、それらは学科・専攻での学習を通して獲得することが期待される学習成果を示すものにもなっている。

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻の(教育)目的・教育目標は、建学の精神に基づき、家庭・地域・職業等を愛し、大学での幅広い学習成果を活かして、地域生活など生活全般の向上に向け貢献できる人材を養成する意思を表す。このうち(教育)目的は、知識・技能的側面(生活全般を理解・改善するための幅広い知識・技能の修得)および地域貢献・人間形成的側面(地域社会創造に係わることができる人間性豊かな人材養成)から構成され、それを教育目標(幅広い教養・技能とコミュニケーション力を有する専門的職業人の養成、地域を愛し係わることのできる規律ある人格の養成)として、より具体化している。このような諸力の獲得を学習成果と位置づけ、教育課程を編成している。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻の(教育)目的・教育目標は、建学の精神に基づき、人間と社会を愛し、食と栄養に係る知識・技能の発揮を通じて地域社会に貢献できる人材を養成する意思を表す。この(教育)目的は、知識・技能的側面(健康な生活を創造できる食と栄養の知識・技能の修得)および地域貢献・人間形成的側面(地域社会に貢献できる人間性豊かな人材養成)から構成され、それを教育目標(確かな専門知識と技能を有し地域社会に貢献できる栄養士養成、ヒトの健康の保持増進に寄与できる食のスペシャリスト養成)として、より具体化している。栄養士をはじめとする食と栄養に係わる免許・資格取得としても表現される諸力の獲得を学習成果と位置づけ、教育課程を編成している。

<幼児教育学科>

簡潔に示すべき「目的」「目標」に、幼児教育学科では、人間形成的には「豊かな人間性と感性」を持つ「保育者」を「めざす」と示した。「感性をとぎすま」し、「情熱と知性を高め」、「知識や技術を身につけ」た“保育者”こそが「学習成果」として期待される。実際、近年の卒業生は約9割が幼稚園教諭免許と保育士資格を取得し、そのうち約9割(卒業生総数の8割強)が免許・資格を活かした現場に就職してきた。保育者の役割は、建学の精神である「愛と奉仕」にかなう。良き保育者となるため、子どもや保護者などの他者に共感し、他者の幸福に尽力するために必要な知識や技術を身につけることを目標としているが、これは「幅広い教養と人間性豊かな専門的職業人の育成」「地域社会の文化の向上と福祉への貢献」という本学の教育理念に合致する。

なお、これらの(教育)目的・教育目標は、大学案内パンフレット、本学 Web ページ、『カレッジ・ライフ』(学生便覧)などで内外に表明している。

(b) 課題

学科・専攻の(教育)目的および教育目標、学習成果等の検討主体は学科・専攻である。学

科・専攻は、学習成果の達成度、就職状況、卒業後の就業状況など総合的見地から、(教育)目的・目標の妥当性また変更の必要性を検討し、必要に応じて教授会の審議に委ねることになる。

<生活科学科生活科学専攻>

学習成果の測定結果等に基づいて、(教育)目的・目標の定期的な点検を行う必要がある。

<生活科学科食物栄養専攻>

学習成果の測定結果等に基づいて、(教育)目的・目標の定期的な点検を行う必要がある。

<幼児教育学科>

学習成果の測定等に基づいて、(教育)目的・目標の定期的な点検を行う必要がある。また、その達成度の検討のために、「履修カルテ」対象科目の拡張・整備が必要である。

保育者養成は全国的な保育士不足のなか、その役割が重要である。しかし、長く「地域社会」に「貢献」する前に、1~2年、中には半年もたずに退職・転職する卒業生が現われており、専門職の知識・技術もさることながら、対人関係や困難を集団の力で乗り越える経験を地域や保育現場の力も借りながら身につける方法についての対策が大きな課題である。短期間での退職問題の要因には、卒業生の力不足、保育現場で職員の入れ替えが激しく人材が育っていないことが考えられる。養成校としての課題もあるが、養成校だけでの解決は難しい。この課題については、釧路市私立幼稚園連合会などの現場や他の養成校との連携により、今後、懇談会などを通して具体的な展望を話し合いたい。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている】

(a) 現状

I-B-1 で示したように、本学では建学の精神およびそれに基づく教育理念に則って、学科・専攻の(教育)目的および教育目標を定めている。このうちの教育目標は、学科・専攻の学生が獲得すべき学習成果を総括的に示すものである。しかし、いささか概括的に過ぎる面もあり、学科・専攻では、めざす学習成果をより具体的で明確にするよう努めている。

まず『カレッジ・ライフ』にて、学科・専攻の目的・教育目標の意味を解説する形で学習成果の説明を行っている。同時に、学科・専攻で開設している科目のそれぞれは、すべて、教育目標等で示される学習成果の獲得に必要な基本的構成要素であるとの観点から、科目の目的・目標と学生の到達目標をシラバスに明記している。これらの学科・専攻で獲得すべき学習成果は、教育目標として、またシラバスを公開する形で学外に公表しているが、より詳細なものは学内にのみ示している。

学習成果の測定の仕組みは、当然のことながら、まず、各科目の成績評価(量的評価と質的評価の総合)として測定し、それらの総合点も計算している。各学生の個別科目での学習成果の測定結果と総合的な学習成果の測定結果をあわせて、総合的な学生指導に用いている。これは大学側からの学習成果の測定である。これに学科・専攻別に行う学生自身による学習成果の測定が加わり、測定の仕組みが形成されるが、免許・資格の取得および認定試験等での学生の獲得点は学習成果測定の重要要素であることはいうまでもない。

以下では、学科・専攻に特徴的な学習成果の明示方法、および学習成果測定の仕組みについて述べる。

<生活科学科生活科学専攻>

学習成果獲得の基本的構成要素である科目のユニット図を作成・明示し、学習内容の区分を概括的に示している。さらに、教育目標として一般的に示している学習成果の内容を細分し、各科目での学習がどのような学習成果に関連するかを表すカリキュラムマップを平成25年度に作成し、平成26年度から本格的に用いることとした。

カリキュラムマップは、キャリア形成に向けた準備状況をチェックする「キャリアデザイン・ポートフォリオ・シート」での学習成果測定ツールとしても用いており、学生による目標設定 → 自己評価・目標再設定(半期ごと)とのパターンによって、学生自身による学習成果測定と教員による確認・指導を進めている。さらに、学外実習(1年次のインターンシップ、2年次の図書館実習)は学内での学習成果の外部者による客観的な測定に重要な役割を果たす。また、種々の資格取得も本専攻の学習内容の一であり、取得状況・獲得点も学習成果測定の一手法となる。うち医療事務技能の修得は、関連科目の成績評価と資格試験の合否および獲得点数という形で測定される。

<生活科学科食物栄養専攻>

学習成果獲得の基本的構成要素である科目のユニット図を作成・明示し、学習内容の区分を概括的に示している。また、『カレッジ・ライフ』における教育目標の解説の際に、科目の学習内容の相互関連を示す形で明らかにしている。本専攻の多くの科目は栄養士法関連法令にていくつかの分野に整理されており、それぞれに講義科目とそれを前提とする実験・実習科目が配置されている。これを利用して、それぞれの学生について〇〇学関係の学習成果は高いレベルなどと判断が可能である。

さらに、栄養士免許取得に関連する総合的な学習成果は、2年次前期末の給食実務校外実習および2年次後期中間時に全国栄養士養成施設協会が実施する「協会認定栄養士実力試験」での実力判定(A・B・C)および分野別得点によって、フードスペシャリスト資格に係る総合的な学習成果は「フードスペシャリスト資格認定試験」(2年次後期中間時)の合否および得点によって測定できる。

<幼児教育学科>

学科の目的に掲げた「豊かな感性と人間性を持った保育者」は、同じく学科の目的にある「専門的な知識や技術の学びを通して」得られる。また、教育目標に「幼児教育や福祉の基本的な知識や技術を身につけること」を示しており、これが学習成果となる。この部分については、「履修カルテ」の自己評価シートの中に、「保育者に必要な資質能力の指標」7項目(「保育職の意義についての理解」「幼稚園や保育所の保育についての理解」「子ども(幼児)についての理解」など)を明記している。

上の7項目には、幼稚園教諭養成の教職課程として必要な項目に基づいて、さらに2～5項目ずつの指標を設定し、1年終了時、教育実習終了後(7月)、保育実習終了後(10月)に、0～3段階のどこに位置付くかを学生本人がチェックし、その変化を確認している。

自覚している学生自身の弱点や困難な課題については、全ての実習を終えた2年次の10月末～11月上旬の時点で進路も含めた個別面談で把握しており、課題があれば担当者がアドバイスを行っている。

(b) 課題

学生たちにとって最も大きな学習成果は、希望する免許・資格を取得して希望する職種

の仕事に就くことであろう。そのためか、免許・資格取得への関心は高いものの、どのような知識・技能を得られるのか・得たのかという学習成果の測定(とくに自己評価)への関心は高いとは言えない。このことには、試験やレポートの点数以外に、学生がめざす到達点をわかりやすく示せていないことが影響している可能性がある。到達点の明示は困難な課題だが、検討する必要がある。

学科・専攻の学習成果もまた、必ずしも定期的な点検を行うとはなっていない。教育課程の改変時に限らず、学習成果の達成状況などの定期的なチェックとともに、学習成果として設定している内容の定期的な点検を進めたい。学科・専攻別には以下の課題がある。

＜生活科学科生活科学専攻＞

平成 26 年度から着手する、カリキュラムマップを利用した学習成果の学生による自己評価の意義・役立ちを点検し、問題点の修正や改善を進めたい。

＜生活科学科食物栄養専攻＞

(教育)目的・目標に加えて、本専攻での学習による成果をより明示できる方法(たとえばカリキュラムマップ等の作成・利用)を検討する。また、専攻独自の学習成果の日常的な測定の仕組みも検討対象になろう。

＜幼児教育学科＞

「履修カルテ」の自己診断項目は重要だが、面談は主に進路に関心が向けられ、十分なフィードバックができていない。用紙への記入としているため、回収した後、保管場所からなかなか引き出しにくい。改めて卒業生の自己評価を見直してみると、慎重に辛い点数が付いているケース、反対に、怪しいと思われるが最高点が付いているケースが散見される。学生の自己評価に教員からの評価を重ねる必要があるだろう。また、制度、思想、クラス経営、教材研究分野では点数が低めで、必ずしも十分な学びができていなかった可能性がある。関係授業内容の改善、あるいは設問・指標の見直しが必要と思われる。

「履修カルテ」を活かすため、電子データでの入力と保管・閲覧の仕組みを立ち上げる必要がある。これができるれば、学生・教員双方の利用度、すなわち現状確認や点検、振り返りの時を持つ上で大いに改善されると思われる。

【区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している】

(a) 現状

本学では、学長のリーダーシップのもと、学科専攻と教務・学生課が中心となって学校教育法、短期大学設置基準、図書館法、栄養士法、教育職員免許法、児童福祉法、社会福祉法およびこれらの関連法令の変更等を適宜確認し、それに対応することによって法令順守に努めている。

教育の質を保証するには、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有することが重要である。これについて I-B-2 で学科・専攻別の学習成果測定方法として述べたが、短期大学全体でまとめると、次のような手法で査定している。

まず、科目レベルの査定である。本学ではかねてより学生を主語とするシラバス作成に努めてきた。その主要なポイントは、学習成果獲得の基本的構成要素である全科目で、学生が授業を通じて得られる知識・技能・態度を示す到達目標を設定していることである。それへの到達度が成績評価として表現される。成績評価は科目の特性に応じて、試験、レ

ポート、観察評価を必要に応じて組み合わせて行っている。成績として表現される学生の学習成果は、半期ごとに教務・学生課で集約後、教務委員会で検討され、その全体的な結果・動向を教授会で審議・確認・共有している。

学科・専攻レベルでは学生の学習成果獲得度合い(成績評価)を集約・審議し、その時々の特徴や問題点を検討し、教育課程の問題点の明確化、学生支援に向けた意思統一などを行う。また、成績評価には表現されにくい学生の動向(地域での活動など)も確認し、学習成果の全体的な把握に務めている。

短期大学全体では、上に述べた成績評価の審議・確認に加えて、授業評価その他の学生調査、就職先の卒業生評価、学科・専攻での取り組み等の審議・確認によって、全体的な学習成果について査定している。これらを受けて改善への方策(FD・SD活動など)を審議・決定し、実行している。

教育の向上・充実には、質の保証に係わる PDCA サイクルを確立する必要がある。学習成果は、短期大学全体→教育課程(学科・専攻)→科目と具体化・細分化されるが、その査定は、科目→教育課程(学科・専攻)→短期大学全体で進めている。科目レベルの学習成果については学科・専攻で全体的にチェックされ、科目内容の妥当性等が審議され、教育課程全体の点検を踏まえて科目の新設・改廃案を打ち出すことがある。案は教務委員会および教授会という短期大学レベルで審議され、教育課程の一部変更へと結実することになる。同時に短期大学全体で行われる授業評価および FD 活動を通じて、各科目および教育課程の授業方法の改善にむけた試みが行われる。このようなサイクルを通じて教育の質の保証、向上・充実にむけた取り組みを行っている。

また、1 学年定員 100 名、総定員 200 名という小規模な大学であることを活かした、学生への綿密な支援も教育の質保証に有益と考える。学科・専攻では入学生 10 人程度に 1 人のクラスアドバイザー(幼児教育学科ではグループ担当教員)を配置し、学生の学習状況や生活状況の把握に努め、その情報を学科・専攻で共有して学生へのアドバイスをを行っている。うち幼児教育学科では、専任教員全員が担当する実習指導関係科目を通じて、学生状況の把握・アドバイスをを行っている。これらによる学生への学習支援は、個々の学生に対する教育の質保証に有益と考える。

(b) 課題

学習成果獲得の判断基準となる学位授与の方針を学則に明記する必要がある。

学習成果の査定の基礎データは科目レベルでの査定結果として得られるが、教育の質保証には、授業方法の一層の改善、授業外での学生の学習支援(質問対応、補習的支援等)の強化が必要だろう。また、学習成果の査定について、科目担当教員による査定をベースとする方式から、客観的な査定方法へと移行させることが可能かを検討したいが、結論を得るにはいささか時間が必要と思われる。

また、学生自身が受けた教育の質を確認する手法として、開設科目の学習と学習成果の関係を示すカリキュラム・マップを生活科学科食物栄養専攻・幼児教育学科でも作成・利用することも課題である。

○ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

1. 生活科学科両専攻の(教育)目的および教育目標について、学習成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義、妥当性を定期的(2年に一度以上)に見直し、必要に応じて改訂を建議する。
2. 幼児教育学科の(教育)目的および教育目標について、学習成果の獲得状況、卒業時の就職状況やその後の就業状況などを踏まえて、目的・目標の妥当性および現実的意義を定期的(2年に一度以上)に見直し、必要に応じて改訂を建議する。
3. 生活科学科生活科学専攻では、本格利用を始めたカリキュラム・マップを用いて行う学生による自己評価・目標設定の成果・課題をチェックし、改善の策を講じる。
4. 生活科学科食物栄養専攻では、学習によって得られる成果をより明確に学生に提示できる手法、2年間に一度ではなく定期的に学習成果の獲得度をチェックできる手法を検討し、平成27年度からの利用をめざす。
5. 幼児教育学科では、「履修カルテ」の内容、活用方法を見直す。また、「履修カルテ」の電子データ版(試行版)を作成する。「履修カルテ」対象科目の拡張・整備のための資料収集を進め、検討を経た上で試行版を作成する。
6. 保育現場や他養成校と行う保育者養成の諸課題についての協議・懇談は、まず、釧路市私立幼稚園連合会や釧路市内の保育者養成校と連絡を取り、懇談の場を設定できるように試みたい。
7. 学位授与の方針自体の見直しを行う。加えて、学則への記載を検討する。
8. 授業方法の一層の改善に向けてデータを収集し、教職員全体で検討する。
9. 科目での学習と学習成果の関連を示すカリキュラム・マップの作成と利用について、生活科学科食物栄養専攻および幼児教育学科でも検討する。
10. 幼児教育学科では学生別の指導状況情報を教員が共有する新しい方法を検討するとともに、学生が指導を受けた課題を電子データでも集約できるようにし、学生自身の質の保証を確認できるシステムに変更する。

【テーマ 基準 I-C 自己点検・評価】

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している】

(a) 現状

本学は学則第2条にて、自己点検・評価の実施および結果の公表を定め、自己点検・評価活動を行うため「釧路短期大学自己点検評価委員会規則」を制定し、自己点検・評価の実施組織として自己点検評価委員会を設置している。

委員会の任務は、①自己点検評価の実施方法の検討、②自己点検評価の実施、③自己点検評価報告書および年報の作成、④その他、である。委員会は、学長、学科長(2)、図書館長、生涯教育センター長、教員(5)、教務・学生課長、(必要に応じて)専門委員(法人事務局等)によって構成され、学長が委員長となる。なお、認証評価を受審する場合も自己点検委員会がその業務を担当している。

日常的な自己点検・評価活動については、(担当者は自己点検・評価活動としてはそれほ

ど意識していないだろうが)学科・専攻、教務委員会、入試委員会、学生委員会、就職委員会、図書委員会などがそれぞれの担当分野の業務に関する点検と、改善・改革方策の提案を教授会で審議する形で進めている。

もとより本学は以前から自己点検・評価活動を進めており、ほぼ毎年自己点検・評価報告書を作成・公表してきた(単年度版または2年度分合体版)。その意味では、自己点検・評価活動は常態化しているとも言えよう。

自己点検・評価活動の直接的担当部署は自己点検評価委員会であり、その点では限られた教職員が関わっていることになるが、日常的な自己点検・評価活動は、学科・専攻、各委員会、附属図書館、生涯教育センター、教務・学生課といった全部署で行われていること、自己点検・評価報告書文案や資料作成は、各部署の教職員の協働作業として行われていることから、全教職員が自己点検・評価活動に関与していると言える。

自己点検・評価の結果は報告書に明記しているため、関係する部署は次の年度以降の教育活動等において報告書で示した課題の解決を視野に入れて、業務を進めるようにしている。また、認証評価機関による第三者評価において指摘された事項の改善を、とりわけ意識して進めてきている。

(b) 課題

自己点検・評価報告書の作成には多大な労力がかかることもあり、近年では単年度版ではなく2年度合体版で作成することが多くなっている。しかし一方では大学教育をめぐる状況の変化は急速であることを鑑みると、単年度版として作成し、点検・評価による課題の抽出、課題解決のための方策立案、その実施、点検評価というサイクルを短縮するのが望ましい。

基本的には全教職員が自己点検・評価活動に関与しているとはいっても、関与度合いには少なからぬ強弱がある。全教職員が自己点検・評価活動により積極的に取り組む方策を考えたい。

○ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

1. 自己点検・評価活動を日常の活動としてより明確に位置づけ、同時に諸課題への迅速な対応を可能にするため、自己点検・評価活動をこれまで以上に常態化する。
2. 全教職員が自己点検・評価活動により積極的に取り組む方法を検討する。

● 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

1. 建学の精神や教育理念は、直接的には入学式辞や入学オリエンテーションの際、学長講話の中で述べられているが、卒業時には、どれぐらいの学生が周知し、理解をしているか、具体的にアンケート調査を行い認知・理解度などを測定する。オリエンテーションの指導方法を毎年研究・検討をする。また、各学科・専攻の教育目標、教育計画、教育課程、シラバス作成、学習成果との関連性を継続的に研究する。さらに「不易流行」、時代のニーズに応じた現代的な解釈や提言があれば、教授会を経て、学長が理事会に意見具申する。
2. 生活科学科両専攻では、平成 26 年度中に(教育)目的および教育目標を検討し、その

結果を学長および教授会に報告する。

3. 幼児教育学科では、平成 26 年度中に(教育)目的および教育目標を見直し、その結果を学長および教授会に報告する。
4. 生活科学科生活科学専攻では、カリキュラム・マップとキャリアデザイン・ポートフォリオ・シートを用いた学習成果の学生による自己査定と目標設定の成果・課題を、平成 26 年度 1 年間のデータに基づき 26 年度中に集約し、改善の計画を策定する。
5. 生活科学科食物栄養専攻では、平成 27 年度からの利用開始を前提に、平成 26 年度中に学習成果の明示および日常的な測定の手法を検討する。
6. 幼児教育学科では、「履修カルテ」の見直しは 26 年度中に、電子データ版(試行版)は 26 年度末までに整える。うち「履修カルテ」の改訂作業については、26 年度末までには全科目を統合した「履修カルテ」の拡大版を整備する。
7. 保育現場との協議・懇談については、26 年度中に一度は懇談の場を持つ
8. 入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針とともに、学位授与の方針についても平成 26 年度内に見直しを行い、改定・変更を要すると判断した場合は、平成 27 年度から新方針で実施する。
9. 平成 26 年度は前後期とも授業アンケートを実施して、情報の共有および授業改善法の研究のための研修会を実施し、授業改善に努める。
10. (幼児教育学科)学生別の指導情報の教員による共有・閲覧の新方法を平成 26 年度内に検討し、平成 27 年度に向けた実施を試みる。また、平成 26 年度中に学生が指導を受けた課題を電子データで集約できるシステムに変更し、学生自身による教育の質の保証の確認に供したい。
11. 自己点検・評価活動の集約点としての自己点検・評価報告書の作成を、平成 26 年度版以降は毎年の取り組みとし、活動のより一層の展開を図る。
12. 平成 26 年度末までに、拡大自己点検評価委員会等を開き、全教職員による自己点検・評価活動をさらに進める。

◇ 基準 I についての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

(1)「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」の現状と課題の概要

「学位授与の方針」に関しては、学則で卒業要件を示し卒業を認定した者に学位を授与するとし、さらに学科・専攻別に学位授与の方針も定め、内外に公表している。うち学科・専攻の学位授与の方針は、それぞれの(教育)目的を踏まえた学習成果と対応したものになっている。学習成果は社会的に意義あるものと位置づけられ、その点で授与する学位には社会的通用性がある。課題としては、学則で定める学位授与の方針が修得単位数を基準とするものになっているが学習成果との対応関係を明示する等の検討を要すること、学科・専攻の学位授与の方針が(教育)目的とほぼ同文で説明不足の感を否めないこと、学位授与の方針を定期的に点検できていないことが挙げられる。

「教育課程編成・実施の方針」は、学科・専攻ごとに策定し内外に明示している。学科・専攻の(教育)目的と学習成果、学位授与の方針に対応させて授業科目を体系的に編成し、シラバスには科目の目標・到達目標、授業内容、準備学習、成績評価の方法など必要事項を明示している。また、教育課程の編成に適した(実務家教員を含め)教員(非常勤教員を含む)を配置している。教育課程の見直しは、免許資格関係の法令等の変更時に限らず、毎年行っている(とくに生活科学科)。課題は、学生に分かりやすい教育課程編成の検討(生活科学科生活科学専攻)、一部の学生の学習成果獲得度が十分ではない状況の背景・原因の検討と教育課程の見直し(生活科学科食物栄養専攻)、最新情報に基づく教育課程の適宜見直し(幼児教育学科)である。

「入学者受け入れの方針」は内外に明示し、それに基づき入学者選抜を行っている。また様々な学修歴や社会経験を積んだ方々にも広く門戸を開いている。この項に関する課題は、本学の入学者受け入れの方針には、短大入学前の学習成果の把握・評価を含んでいないことである。

「学習成果の査定」については、本学ではまず、各科目で具体性があり到達可能な目標＝科目の学習成果を示し、その査定(成績評価)基準の明確化に努めてきた。さらに、免許資格取得という具体性のある結果によっても学習成果が査定される。加えて、学習成果の各内容と授業科目との関係を示すカリキュラム・マップとキャリアデザイン・ポートフォリオを学習成果査定の重要な方法とする(生活科学科生活科学専攻)、栄養士実力試験やフードスペシャリスト資格認定試験の結果を学習成果査定の重要な査定方法とする(生活科学科食物栄養専攻)、「履修カルテ」や「保育・教職実践演習」で免許資格取得要件の充足を査定する(幼児教育学科)など学科・専攻独自の査定方法を有している。課題は、学習成果の区分別査定導入の検討(生活科学専攻)、免許資格取得断念や留年と学習成果査定との関係の検討および対策(食物栄養専攻)、「履修カルテ」改良の検討・模索(幼児教育学科)である。

「卒業後評価」に関しては、企業訪問等での卒業者評価聴取、求人依頼先へのアンケート調査を行い、本学出身者の優れた点や努力を要する点などをまとめている。課題は、それらの結果の活用にある。

「学習成果獲得に向けた教育資源の有効活用」に関して、教員は厳正な成績評価基準を設定しそれによる学習成果評価・把握に努め、さらに学科会議等を通じて学科・専攻の目

的・目標達成状況を認識し、これらを基に履修から卒業まで学生を指導している。また、前後期とも授業評価を受けて結果を把握しFD活動等を通じて授業改善のために活用している。事務職員はその業務を通じて学生たちの学習成果達成状況を認識し、授業支援や学生状況の教員への伝達・意見交換、学生への履修支援・進路支援等によって学習成果獲得に向けて貢献している。また主体的にSD活動を組織し、学生支援力等を向上させている。図書館職員も、学生に対する図書館利用オリエンテーションや文献・資料探索講座等で学習資源利用支援を行い、また図書館の施設や資料を用いた専門職養成支援も展開している。大学全体では、インターネットおよび学内LANに接続した学生用および教職員用据置パソコンを配置し、授業・学習および業務に活用している。平成25年度には学生の自主的集团的学習促進のために、貸出用ノートパソコンも配備し同時に無線LAN環境も整備した。課題としては、教職員全体が学科・専攻の学習成果の全体像をより認識・理解すること、学生の自主的集团的学習を促進する機器等のさらなる整備がある。

「学習成果獲得に向けた学習支援」としては、入学時のオリエンテーション、学生10人程度に1人のクラスアドバイザーまたはグループ担当教員を配置し、学習支援を行っている。また、教員同士の日常的な情報交換や学科会議を通じて、問題を抱える学生の状況確認・対処法の検討を行う。基礎学力の不足が見られる場合は、個別教員による補習的支援(生活科学科)またはグループ担当教員によるアドバイス(幼児教育学科)を行っている。優秀な学生に対しては、卒業研究を勧める、2年次から特別奨学生として遇するといった配慮を行っている。課題は、多様な学習動機をもつ学生に対する教員の支援力強化の検討(生活科学科生活科学専攻)、理系科目を中心とする基礎学力不足学生への対応(生活科学科食物栄養専攻)、免許資格を取得しない(できない)学生への支援向けを含めた効率的な情報共有の仕組みの構築(幼児教育学科)である。

「学習成果獲得に向けた生活支援」のための組織として、学生委員会と教務・学生課を置き、複数の全学的相談窓口(学生相談室、保健相談室、クラスアドバイザー・グループ担当教員、ゼミナール担当教員、インテーカー)を配置している。学生に関する諸情報は学科・教授会にて共有され支援に活用している。学生が主体的に参画する活動の組織として、学生会、サークル、キャンパス環境ネットワークなどがあり、学生委員会が助言・指導を行っている。キャンパス・アメニティへの配慮としては、軽食・飲料・日用品を販売する売店や学生ホールを設置している。学生寮は置いていないが宿舎が必要な学生には、下宿・自炊先を紹介している。本学前に路線バスの停留所があるが自動車通学が多いため、学園敷地内に駐車場を用意している(登録制)。経済的支援策としては、日本学生支援機構奨学金の手続き支援のほか本学独自の制度として、授業料の分納・延納および減免制度、奨学金制度、ワークスタディ学習奨励制度を設けている。学生の健康管理については、学生委員会と保健相談室、教務・学生課によって健康講話・健康診断・健康相談等を行い、メンタルヘルスやカウンセリングは主に学生相談室が対応する。学生の状況、意見や要望については、「UPI調査」「短大生調査」などでも把握するよう努めている。社会人学生に対しては、特別入試枠および生涯学習奨励制度を設けている。障がい者支援に関して、かねての入学時に一定の施設整備(トイレのバリアフリー化)、試験受験時の諸配慮などを行った。3～6年在学できる長期履修生制度を設け、年間取得単位可能数や学費分割納入について定めている。学生の社会的活動に対して、学生ボランティア登録制度を設けて推奨・

紹介している。課題は、家計状況の厳しい学生への経済的支援体制整備の継続、学生の居場所の快適性向上、学生によるピアサポートの検討、学生の意見・要望を踏まえた生活支援策把握である。

「進路支援」は、就職委員会がゼミナール担当教員、ハローワーク学卒ジョブサポーターと連携して行っている。各就職委員は、日常的に就職相談、履歴書添削、面接指導等の支援を行い、学卒ジョブサポーターによる学生相談も週1回行っている。就職委員会は就職ハンドブックを作成・配布し、就職ガイダンスを学生在学2年間に20回程度行う。同時に学科・専攻でも様々な就職支援を進めている。学科・専攻では就職に有用な資格取得を奨励しており、筆記試験対策も行っている。面接試験対策も全体・個別学生に対して実施している。卒業時の就職状況の分析・検討は就職委員会が行い、学生や保護者に説明する等の方法で活用している。課題は、専任職員の配置と就職ガイダンス内容の定期的見直しである。

「入学者受け入れの方針の受験生への明示」に関しては、学生募集要項への記載その他の形で行っている。受験の問い合わせには主に入試事務局があたっているが、迅速・懇切丁寧な対応に努めている。広報・入試事務は入試委員会と入試事務局の連携によって円滑に進めており、オープンキャンパスおよび同時開催の保護者向け企画、親子説明会、社会人説明会などの企画を展開し、進学説明会等の業者主催企画にも積極的に参画している。また、定期的な高校訪問、大学案内、FM ラジオ、はがきニュース、進学サイト、その他を通じて情報提供を行っている。入学試験は多様で、各種の推薦入学試験、複数回の一般入学試験と特別入学試験を公正かつ正確に実施している。入学手続者には、入学に際する心構え、授業や単位認定の概要、学生生活情報などをまとめた冊子を送付するとともに、入学後の学習への接続のために入学前課題を課している。入学後には計3日間のオリエンテーションで学習内容、履修手続き・単位認定等を詳細に説明している。課題は、入学者受け入れの方針の改善(入学前の学習成果確認等の記述検討)、それに関連して小論文試験の検討にある。

(2)「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」の改善計画の概要

- ・学位授与の方針、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針を見直す。学則における学位授与の方針に関する記述の変更を検討する。
- ・(生活科学科生活科学専攻)カリキュラムの点検・見直しを行う。
- ・(生活科学科食物栄養専攻)教育課程編成の問題点を検討する。
- ・(幼児教育学科)近郊・釧路市内の関係団体や養成校と協力・調整して、リカレント講座や「特例講座」について検討・実施する。
- ・(幼児教育学科)「履修カルテ」の対象科目を全科目に拡大し、項目を見直し再編成する
- ・学科・専攻ごとに職場が求める人材調査結果を学習成果の点検に活用し、次回調査の準備を行う。
- ・学科・専攻の学習成果の全体像を教職員で共有する。
- ・自主的集团的学習に資する設備・機器の導入を進める。
- ・(生活科学科食物栄養専攻)基礎学力に欠ける学生への支援の必要性と可能性を探る。
- ・(幼児教育学科)学生別の指導状況を教員が共有・閲覧できる方法を構築する。

- ・学生への経済的支援方法を検討する。
- ・学生の居場所の環境を整備する。
- ・進路支援について、学生対応の現状を調査する。
- ・就職ガイダンスプログラムを見直す。
- ・入学試験のうち小論文試験を見直す(出願書類としての作文を含む)。

(3)「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」の行動計画の概要

- ・平成 26 年度中に、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を見直し、学位授与方針については学則での記述の変更の要否について結論を出す。
- ・(生活科学科)平成 26 年度中に現行カリキュラムの効果・問題点を検討し、必要に応じて改定する。
- ・(生活科学科食物栄養専攻)基礎学力に欠ける学生への補習等の検討を続ける。
- ・(幼児教育学科)平成 26 年度中に「履修カルテ」等を見直し、27 年度から「履修カルテ」の拡大・統合版の使用開始に努める。
- ・(幼児教育学科)リカレント講座や「特例講座」について、関係団体や養成校と協力・調整する。
- ・(幼児教育学科)平成 26 年度中に学生別の指導用フォルダの設定を検討し、27 年度からの実施を試みる。
- ・同窓会による奨学金制度創設に向けて必要な連携を行い、平成 27 年度から実施できるようにする。
- ・平成 26 年度中にピアサポートの可能性を検討し、早ければ 27 年度から一部試行する。
- ・平成 26 年度中に卒業後評価報告書を作成する。
- ・進路支援に関して、平成 26 年度中に必要な情報収集・分析を行い 27 年度の就職ガイダンスプログラムを決定するとともに、就職サポートルーム利用状況調査および教職員就職相談状況調査の実施・集計・報告書作成を行う
- ・入学試験に関し、小論文試験および作文(出願書類の一部)の出題のあり方を見直し、平成 28 年度学生募集からの実施を目標として実施する。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している]

(a) 現状

本学では、学則第 16 条で卒業要件(2 年以上の在学、別表で定める要件を満たして 62 単位以上の修得)を定め、第 18 条にて卒業要件を満たして卒業認定された者に学位を授与するとし、これとは別に学科・専攻の学位授与の方針を定め学習成果と対応させている。なお、学則での学位授与の定め、学科・専攻の学位授与の方針は、Web ページで学外に公表するとともに、『カレッジ・ライフ』にて学内にも明示している(ただし、学則別表自体は公表していない)。

しかしながら、学科・専攻の学位授与の方針を定期的に点検できていないのが現状である。

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻は「家庭・地域・職業等生活全般を理解し改善するための幅広い知識・技能をもち地域社会の創造に係わる人材」の養成という(教育)目的すなわち本専攻で想定している学習成果に基づいて学位を授与するとしている。その点では学位授与の方針は学習成果に対応しているが、専攻の(教育)目的とほぼ同文であり、いささか説明不足の感は否めない。

この学位授与の方針自体では、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は明示しておらず、学則本文および学則別表、学則に基づく単位認定試験規程、各科目シラバスでの評価の観点・方法において示している(生活科学科食物栄養専攻、幼児教育学科も同様)。

本専攻卒業者に授与している学位は短期大学士(生活科学)である。本専攻の教育課程は大きく、家庭生活・社会生活に係る幅広い教養の獲得、地域社会の理解と創造に係る人材養成、職業生活の理解・改善に向けた幅広い知識・技能の修得に向けた科目によって編成しているが、それらの学習を終えて、様々な職業を通じて地域社会に貢献するための基礎力・専門性を身につけたことを証明する学位—短期大学士(生活科学)は、社会的通用性をもつと考える。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻は「ライフステージに応じた健康生活に係わる食と栄養の知識をもち地域社会に貢献できる人材」の養成という(教育)目的すなわち本専攻で想定している学習成果に基づいて学位を授与するとしている。その点では学位授与の方針は学習成果に対応しているが、専攻の(教育)目的とほぼ同文であり、いささか説明不足の感は否めない。

本専攻卒業者に授与している学位は短期大学士(食物栄養)である。本専攻の教育課程は栄養士養成に係る科目を柱に食と栄養、健康に関する科目で編成しているが、それらの学習を終えて、食と栄養の知識と技能をもち、それを通じて地域社会に貢献するための基礎力・専門性を身につけたことを証明する学位—短期大学士(食物栄養)は、社会的通用性をもつと考える。

<幼児教育学科>

本学科は「専門的な知識や技術の学びを通して、豊かな人間性と感性を持つ保育者の養成をめざすと共に、地域社会における子どもの生活環境や生活文化の向上に努めようとする態度および実践的能力を養う」という目的に基づき学位を授与する」としており、これもまた(教育)目的すなわち本学科で想定している学習成果に基づいた学位授与の方針であり、その点では学位授与の方針は学習成果に対応している。しかし、学科の(教育)目的とほぼ同文であり、いささか説明不足の感は否めない。

本学科は保育者養成校であることから、その学習内容については、文部科学省および厚生労働省の基準を満たしているが、資格取得の場合には、同時に短期大学の卒業要件をも満たすので、卒業時に「短期大学士(幼児教育)」を授与しており、これは国際的にも通用性がある。

(b) 課題

学則別表は公表していないため、外部からは具体的で詳細な卒業要件(必要修得単位とその数、必修科目・選択科目等の内容)=学位授与要件は確認できない。何らかの形で学位授与要件を公表する必要がある(内部では『カレッジ・ライフ』で確認可能である)。

学則では学位授与を修得単位(数)によって定めているが、他の表現(学科・専攻の目的との関連＝学習成果との関連など)を加える必要の有無の検討を要する。

学科・専攻の学位授与の方針が、(教育)目的とほぼ同文であることの妥当性を検討する。それらによって、諸要素をまとめた形でわかりやすい学位授与の方針づくりを検討する。

学位授与の方針の定期的な点検パターンを設定する必要もある。そこでは時代の変化を見すえながらも、時代の変化にも揺るがない学位授与の方針の検討が求められるだろう(たとえば、幼児教育学科の学位授与の方針ならば、“本学科に2年以上在籍し、卒業に必要な単位数を修得して、広い幼児教育・保育の知識と保育の技能および保育者に相応しい豊かな人間性と感性を有し、「愛と奉仕」の精神をもって、地域社会において子どもの生活環境や生活文化を向上することができる人物であると、教授会において認定した学生に対して、短期大学士(幼児教育)の学位を授与する”といった方針のあり方が検討対象になろう。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している]

(a) 現状

かねてより本学では、シラバスに、授業の目的と目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示し、学科・専攻の教育課程の体系化を進める基礎条件を作ってきた。そのことを踏まえた上で、学科・専攻の教育課程の編成・実施について述べる。

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻は「家庭・地域・職業等生活全般を理解し、改善するための幅広い知識・技能」および「地域社会の創造に係る」人材の養成という目的＝学習成果に基づいて学位を授与するとの方針を掲げ、これに対応した教育課程を編成している。すなわち、家庭生活の理解・改善に係る科目、地域生活の理解・創造に係る科目、様々な職業生活に共通する基礎知識・技能を醸成する科目、専門職に必要な知識・技能を修得する科目を体系的に編成・配置している。現在の教育課程編成・実施の方針は、そのうち地域社会に係る学習、社会人基礎力養成に向けた教育課程の編成・実施に力点を置いていることを示すものになっている。

授業科目は、本専攻の学習成果に対応させて編成している。各授業科目の成績評価は、単位認定試験規程およびシラバス記載事項(とくに学生の到達目標と評価の観点・方法)に基づき行っており、教育の質を保証している。

本専攻の教員配置に関して述べると、まず家庭生活関係の科目を主に実務家教員が担当している。この分野も理論的学習を要するものであるが、具体的な家庭生活においては様々な技能が求められるのであり、技能を修得しながらその理論的な裏付けを学ぶという経路を設定している。地域生活および地域創造に係る科目には地域研究を進めてきた教員を中心に配置し、職業生活および専門職養成に係る科目には職業現場の経験が深い教員と経済経営を研究する教員を配置し、技能的教育と知識的教育の両面を担っている。これらに地域で活躍してきた諸氏を非常勤講師として配置し、教育課程を担っている。

教育課程は、図書館法関係法令等の改正の有無に関わらず、毎年、見直している。社会的要請の変化、学生の学習成果の獲得状況などを踏まえて、定期的に見直しているが、その結果は、教育課程の再編に結実することも、一部科目の変更等に至ることも、教育課程

をさしあたり維持することにつながることもある。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻では「ライフステージに応じた健康生活に係わる食と栄養の知識をもち地域社会に貢献できる人材」の養成という学位授与の方針に応じて、「食の専門家として知識・技能を修得できることを重視」することに重点をおく教育課程を編成している。本専攻は栄養士養成を柱とするものの、それに限定するのではなく、広く「食の専門家としての知識・技能」の修得をめざす教育課程の編成でもある。

本専攻の教育課程は、その中心である食と栄養に関し、“人体の構造と機能”“食品と衛生”“栄養と健康”などの学習成果を構成する各分野について、知識・理論科目とそれを前提とする実験・実習科目が体系的に配置している。このような編成をユニット図に示すことで、学習成果との関係を分かりやすくしている。

成績評価は、本専攻の学習の多くが食と栄養という人々の健康・生命と直接に係わることもあって、単位認定試験規程およびシラバス記載事項(とくに食の専門家として獲得すべき学習成果を示す学生の到達目標と評価の観点・方法)に基づき厳格に行っており、教育の質を保証している。

本専攻の教員配置は、主に研究を進めてきた教員が生化学・食品学・栄養学などの理論的科目およびそれに係る実験科目を担い、栄養指導・調理などの現場経験を有する教員が栄養と健康、栄養指導、給食運営などの実習科目を担うことを中心に編成している。それに地域で活躍する諸氏を非常勤講師として配置し、バランスのとれた教員配置にしている。

教育課程の見直しは毎年行っている。栄養士法関連法令が改正された場合は教育課程全体を再編成するが、そのような改正がなくても、入学者の学力状況や学習成果の獲得度合い、食と栄養の現場の状況などを常に検討し、科目配置の見直しなどの再編成を行うことがある。

<幼児教育学科>

本学科の教育課程の編成方針は、「保育者養成の法的枠組みを基本」としながら、実習指導関係科目については、「小グループによる保育観察や模擬演習を特定曜日に集約・編成し、実践を重視」した教育課程とした。また釧路短期大学附属幼稚園などの「近隣園と連携」し、「専門職に向けた有形無形の学びを実践者から直に受ける教育課程」を意識して実施しており、平成18年度から、学長を除いた学科の専任教員全てがかかわっている。

(b) 課題

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻の特徴(特定の免許・資格取得を主軸とせず幅広い知識・技能の修得を目的とする)は、多彩な科目による教育課程編成を作り出しているが、そのことを学生から見ると“生活科学専攻は何を勉強するところなのか?”という質問に答えにくいという状況をもたらしている。この状況は必ずしも否定されることではないのだろうが、わかりやすさという点ではいささか心許ない。本専攻で想定している学習成果を踏まえて、分かりやすい教育課程とすることはできないか、検討する必要がある。

そのことはまた、多彩な科目が並列しているという印象を与えてもいる。司書科目をはじめとする一部の分野では知識・理論科目→演習科目という経路が成り立っているが、他

の科目はたしかに並列的に見える。配置している科目の相互関係の見直しを検討したい。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻の教育課程は、栄養士養成を柱としていることもあって、比較的明瞭である。しかし、学習成果の獲得という点では検討が必要な現状が続いている(休退学が比較的多い、栄養士免許取得を取りやめる・取りやめざるを得ない学生が少なくない)。本専攻で求める学習成果の一定のレベルに到達できない学生が少なくないのである。その原因の一端が教育課程の編成にあるのか否か、判断が難しい問題だが検討する必要がある。

<幼児教育学科>

従来より、ほぼ10年ごとに「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」が改定されると、それに伴った教育課程の変更を行ってきた。それ以外にも、ここ10年以内に、幼児教育・家庭教育の項目を含む教育基本法の改正、学校教育法における幼稚園の位置づけ重視と役割の拡大、児童福祉法の度重なる改正や項目追加が行われ、さらに平成27年度からの子ども・子育て新制度実施により、「幼保連携型認定こども園」の法制度の大幅な変更などが予定されている。以上の事情から、教育課程の枠組み自体を学科独自のものにはしにくいものの、関係授業では、今後も常に最新情報を確認し、教育内容の修正を適宜行っていく必要がある。

学生在籍期間中の保育関係の制度変更などへの対応を続けていくのは当然であるが、地域で保育・福祉にかかわる卒業生や関係者へリカレント(現職再教育)講座などを開いて、新たな状況・情報を継続して提供していく課題もある。

また、地域との関わりで、平成20年度から実施された教員免許更新講習の取り組みや、平成26年度から実施する「幼保連携型認定こども園」創設に伴う現役保育士に対する幼稚園教諭免許取得のための「特例講座」の開設が、卒業生をも含む地域の保育者に対する役割として急浮上してきている。ニーズはあるが、単独開講して採算がとれる人数は見込めないと予想されている。

釧路地域で本学がそれなりの役割を果たすために、関連の北海道内の養成校組織や北海道教育大学釧路校(更新講習実施校)、釧路専門学校(特例講座実施校)との連携も新たな課題となっている。新制度実施により「幼保連携型認定こども園」が増えると教員免許更新講習の対象となる「保育教諭」が釧路地域でも増加すると予測される。スタッフの限られた本学科が単独で更新講習を開講できない状況が続いているが、釧路地域で幼稚園教諭向けの更新講習を担当できるのは本学だけであるため、何らかの対応を考えたい。

一方、「特例講座」実施校は釧路市内にもう1校存在(現職幼稚園教諭に対する保育士資格取得のための講座のみ開設可能)するため、数少ない受講者を互いに奪い合うことなく、互いに無駄な労力を費やすことがないよう、本校は現職保育士に対する幼稚園教諭免許取得のための講座のみを分担開講するなどの協力を行いたい。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している]

(a) 現状

学生に対しては『カレッジ・ライフ』、学外向けには本学ホームページにて、各学科・専攻課程の学習成果に対応した入学者受け入れの方針を明確に示している。受験生に対しての明示については後述する(基準Ⅱ-B-5)。

方針の本文は次のとおりである。

生活科学科(生活科学専攻・食物栄養専攻)：求める学生像は地域社会や食と栄養を知識として理解するだけでなく、地域で生き地域に貢献するために、自らすすんで学び目的意識を持つ学生である。さまざまな学修歴や社会経験を積んだ人にも広く門戸を開いている。

幼児教育学科：求める学生像は幼児や保育を知識として理解するだけでなく、自ら進んで学び目的意識を持ち、地域社会の子どもの生活環境や生活文化にも関心を持つ学生である。さまざまな学修歴や社会経験を積んだ人にも広く門戸を開いている。

なお、入学者選抜は、本方針に基づいて実施されている。

(b) 課題

平成 24 年度大学入学者選抜実施要綱(23 文科高第 229 号)第 2 ならびに平成 25 年度大学入学者選抜実施要綱(24 文科高第 236 号)第 2 を引用する。「求める学生像だけでなく、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど『何をどの程度学んできてほしいか』をできる限り具体的に明示する。なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする」。平成 26 年 5 月現在、本学の入学者受け入れの方針は、生活科学科は「求める学生像は地域社会や食と栄養を知識として理解するだけでなく、地域で生き地域に貢献するために、自らすすんで学び目的意識を持つ学生である。さまざまな学修歴や社会経験を積んだ人にも広く門戸を開いている」、幼児教育学科は「求める学生像は幼児や保育を知識として理解するだけでなく、自ら進んで学び目的意識を持ち、地域社会の子どもの生活環境や生活文化にも関心を持つ学生である。さまざまな学修歴や社会経験を積んだ人にも広く門戸を開いている」としているが、入学前の学習成果の把握・評価が含まれていないことから、より具体的な記述が求められていると解釈される。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である]

(a) 現状

本学はかねてより、個々の授業科目のシラバスで、学生を主語とする具体性のある到達目標＝科目の学習による成果の記述、およびその査定(成績評価)基準の明確化に努めてきた。

<生活科学科生活科学専攻>

本専攻の(教育)目的あるいは教育目標に示している学習成果は、いささか抽象的である。そこで、科目の主要な内容をもとにグループ化したユニット図を作成して、学習の分野という観点から学習成果を提示してきた。この場合の主要な学習成果の査定は、第 1 に各科目における成績評価である。シラバスで学生の到達目標と、到達度を測る成績評価の観点・方法を明示している。各科目の学習成果はそれぞれ具体性があり、到達可能で、半期または 1 年間で獲得可能であり、多くの場合には単位修得という形での学習成果の獲得に結びついている。

学習成果査定手法の第 2 として、各科目の学習の集成的結果としての資格取得がある。課程履修で得られる資格(司書、ビジネス実務士、社会福祉主事任用資格)、課程履修および認定試験で得られる資格(メディカルクラーク)、検定・認定試験対策科目を開設している資格(英語検定、パソコン系検定、簿記検定、色彩検定)の可否・獲得点は学習成果を査定で

きるものとして明確である。資格取得という形で表現される学習成果は、職業的意味合いをもつ。すなわち社会的で実際的な価値を有するとみなすことができる。

このように本専攻の学習成果の査定は、主に科目の成績評価—資格取得という経路で行ってきた。そのため、教養的科目、地域関連科目は授業科目の成績評価以外に明確な査定を行えていなかった。そこで、本専攻でどのような学習成果が獲得可能かを科目横断的に整理したカリキュラムマップを作成し、平成 25 年度の試行的利用を経て、平成 26 年度から本格的に用いることとした。学生たちは各授業科目がどのような学習成果を獲得できるかを確認し、力を入れた学習成果の獲得を念頭に授業科目を選択し、半期ごとに獲得状況を自己査定する。成績評価という形での短大側からの評価とあわせて、次なる課題を設定し学習成果獲得に向けて務めるというサイクルを想定・期待している。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻でも、(教育)目的・教育目標という形での学習成果の提示に加えて、科目の主要な内容をもとにグループ化したユニット図を作成して、学習の分野という観点から学習成果を提示してきた。学習成果査定の基礎は、各科目での成績評価である。シラバスで学生の到達目標と、到達度を測る成績評価の観点・方法を明示している。各科目の学習成果はそれぞれ具体性があり、到達可能で、半期または 1 年間で獲得可能である。

本専攻の(教育)目的あるいは教育目標に示す学習成果のポイントは、食と栄養に係る確かな専門知識と技能を有し地域社会に貢献できる栄養士になること、ヒトの健康保持増進に貢献できる食のスペシャリストになることであり、栄養士免許の取得やフードスペシャリスト資格の取得が具体的な学習成果の柱となる。免許・資格の取得に表現される学習成果は、具体的で、2 年間で達成可能であり、栄養士職に就く、他の仕事で食と栄養の面から社会に貢献できるという点で実際的な価値があることはいままでのない。また、栄養士免許取得に関連して全国栄養士養成施設協会認定栄養士実力試験が、フードスペシャリスト資格については認定試験があり、その結果は重要な学習成果査定方法になっている。

本専攻ではこのように学習成果を査定しているが、想定している学習成果の一部に 2 年という期間では到達できず、栄養士免許取得を断念する、免許取得のために留年する学生が少なからずいるという事実を指摘せざるを得ない。

<幼児教育学科>

学科の教育目標にある「幼児教育や福祉の基本的な知識や技術を身につけること」が学習成果であり、具体的には「履修カルテ」裏面の「自己評価シート」で、「保育者に必要な資質能力の指標」7 項目(27 細目)を示している。

また、本学では平成 23 年度より、「保育・教職実践演習(幼稚園)」(文部科学省の「教職実践演習」、厚生労働省の「保育実践演習」の両方を兼ねる)の開講を最終学期(2 年後期)に設定し、保育(教育)実践者として総合的なまとめと不足部分を補っている。これを適切に進めることが、免許(資格)を得る要件を満たしているかの査定を含んでいる。

知識的分野は該当の各教科担当が、シラバスで予め示した評価基準で評価を行う。少なくとも、各専門職に必要とされる必修科目・選択必修科目に全て合格していないと免許・資格は得られない。

専任教員は 1 年前期より実習指導科目で、それぞれ 10 名程度の学生グループを担当し、保育観察レポート(1 年前期)、夏休みの課題、保育指導案(1 年後期)、春休みの課題、保育

指導案(2 年前期)とそれぞれの学生が挑み、積み重ねてきた課題をグループごとに評価する。このとき、担当ごとにあまり差が出ないように、評価基準とその観点を学期ごとに確認をしている。総じて、ポートフォリオ的に成長過程をチェックする体制ができている。

(b) 課題

<生活科学科生活科学専攻>

平成 26 年度から、カリキュラムマップによる学習成果の明示と、それを利用したキャリアデザイン・ポートフォリオによる学習成果の査定の本格的取り組みをすすめているが、その成果や問題を総括してより発展させることが課題である。その際には、学習成果の区分別査定を取り入れる方向で検討したい。つまり、〇〇に関する知識・技能の獲得度を量的あるいは質的に測定し明確にし、ときには報奨し、教員による指導と学生の主体的学習の資料および刺激とする手法の検討である。

<生活科学科食物栄養専攻>

本専攻では、ユニット図で分野別に学習内容を示し、それらの相互関係を『カレッジ・ライフ』で分かりやすくまとめているが、学習成果達成の面では、休退学者が比較的多いこと、栄養士免許必修科目を修得できず免許取得を断念して卒業する学生、留年して免許を取得する学生が少なくはないことが課題である。取得断念や留年は、主に修得できない免許必修科目が 2 以上あることを背景としているのだが、このことと学習成果の査定との関係の有無や程度を検討し、必要な対策を考えたい。

<幼児教育学科>

現段階では、「履修カルテ」では対象としていない一般教育科目 13 科目、保育士専門科目 16 科目等に拡大することについては検討を要する課題である。単純にすべての個別教科の達成度を測定するのであれば、優・良・可・不可の評価は出ており、屋上屋になるので意味がない。上記の「保育者に必要な資質能力の指標」を活かしながらも、7 項目(27 細目)の指標はやや細かすぎるので、これらを見直し、再編成しながら、スリムで、分かりやすい形への改良を模索したい。

これまで、個別に評価・点検の要請を受け、学科としても学生の保育者養成のための実習指導課題の添削、面談、アドバイス、評価シートによる点検などを試みてきたが、全体的に業務過多の感が否めない。例えば、授業アンケートを学生の自己評価シートと統合するなど、類似の調査・アンケートを整理・統合すること。また、全体として学生・教職員が情報共有しやすい方法を作り出していきたい。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている]

(a) 現状

例年 5 月から 8 月にかけて実施している企業訪問では、就職委員が前年度卒業生の就職先を訪問し、採用担当者から勤務態度や意見、感想を聴取している。給食受託会社に関しては本学で実施する会社説明会時に、幼児教育学科の専門職に関しては学外実習巡回指導の際に聴取し、その結果を就職委員と関連科目担当教員等で共有している。

平成 21 年度と 25 年度には市内の求人依頼先事業所を対象に「職場が求める人材調査―地域に役立つ人材育成に向けて―」というアンケート調査を実施した。主な設問は就労に

重要な基本能力、本学出身者の印象、大学の人材育成に対する意見等である。2回の調査を比較すると、本学出身者の優れている点として上位に挙げられた「コミュニケーション」、「チームワーク」、「自己管理能力」等のポイントは増加、努力を要する点で上位に挙げられた「問題解決能力」、「論理的思考」、「チームワーク」等のポイントが減少という結果を得た。これらの集計結果を学科・専攻ごとに教育活動や就職支援の基礎資料として活用し、学習成果の点検を進めているところである。

(b) 課題

調査結果を活用し学習成果の点検を進めている段階である。今後は学科・専攻ごとの点検結果についてまとめるとともに、今後の評価項目について検討する。

○ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

1. (教育)目的・教育目標とほぼ同文になっている学位授与の方針を、入学者受け入れの方針と教育課程編成・実施の方針とあわせて見直し、必要に応じて改定する
2. 修得単位(数)のみで表現されている学則の学位授与の方針の定めについて、学習成果との関連その他を考慮し、見直す。
3. 学位授与の方針の定期的な見直しを行う。
4. 生活科学科生活科学専攻では、科目配置→学習成果ではなく、学習成果を獲得できるように科目を配置するという視点に立って、カリキュラムの見直し・整理を進め、必要な改定を行う。
5. 生活科学科食物栄養専攻では、所期の学習成果を獲得できない学生が稀ではないため、教育課程の編成における問題の有無を検討する。
6. 幼児教育学科では、保育・幼児教育関係法令・通知を確認し、関連授業で確認した内容を反映させる。
7. 幼児教育学科では、リカレント講座の対象は卒業生だけにとどまらず、釧路市内・近郊の保育関係者となるため、関係団体や市内の他の養成校と、内容、開催時期の調整を行う。
8. 幼児教育学科では、限られたスタッフではあるが、幼稚園教諭向け更新講習を担当できる地域で唯一の養成校として、地域のニーズに応える方法を検討する。
9. 幼児教育学科は、釧路専門学校と協力して、「特例講座」開講の在り方を考える。
10. 幼児教育学科では、「履修カルテ」の対象科目を全ての科目に拡大し、「保育者に必要な資質能力の指標」の項目を見直して、再編成する。
11. 幼児教育学科では、学生の自己点検シートと類似の調査・アンケートを整理・統合するための見直しを行う。
12. 受験生に対する入学者受け入れの方針の見直しに着手する。
13. 生活科学科生活科学専攻の平成 26 年度からのカリキュラム・マップとキャリアデザイン・ポートフォリオによる学習成果の査定の成果や問題を総括し、学習成果の区分別査定の導入などを含めてさらなる進歩をめざす。
14. 生活科学科食物栄養専攻における栄養士免許取得断念や留年、休退学について、各科目の成績評価をはじめとする学習成果の査定状況との関係の有無等を調査し、可能

で必要な対策を検討する。

15. 学科・専攻ごとに職場が求める人材調査結果を活用し学習成果の点検と、次回調査に向けて評価項目を検討する。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している]

(a) 現状

教員は、担当科目での厳正な成績評価基準設定とそれによる学習成果評価(ならびに教育目的・目標の達成状況の把握・評価)に努めている。さらに、教員相互の情報交換や学科会議等を通じて学生の学習成果獲得情報の共有を進め、組織的な学生指導を行い、全教員が履修および卒業に至るまで指導できる態勢が整っている。また、平成 25 年度には、前期・後期とも原則として全科目で学生による授業評価を実施した。集計データは科目担当教員に渡され、向後の個々の授業改善に活用されるとともに、FD 研修での全体傾向の分析や経験報告等により教職員全体で授業方法改善意識を高めている。また、学生の学習成果達成状況や免許・資格取得状況等から学科・専攻の(教育)目的・目標の達成状況を把握・評価し、教育課程編成や授業方法の改善の検討を行う作風がある。各教員は学科・専攻の教育課程を熟知しており、アドバイザーやゼミナール担当教員として、履修から卒業に至るまで学生を指導している。

教務・学生課の事務職員は、学生との日常的接触、学生の単位修得・成績データ管理などによって学習成果達成状況を把握し、各種の授業支援や把握した学生状況の教員への伝達、教員との意見交換、学生へのアドバイスなどによって学習成果達成に貢献している。とくに個々の学生の履修科目選択に問題がある場合に行っている個別のアドバイスは、学習成果の達成に向けた不可欠の支援として有効である。加えて、主体的に SD 活動を組織し、学生の学習成果獲得に向けて取り組んでいる。

図書館職員も、入学時の図書館利用オリエンテーション、入学後の文献・資料探索講座等を実施し、図書館その他の学習資源利用支援を進めるとともに、蔵書検索システムの導入等により利便性の向上に努めている。さらに、図書館内に設置されている絵本とおはなしの部屋「でんでん」の運営を通じ、保育者養成や司書養成にも貢献している。

OA 室にはインターネットに常時接続(有線)し自由に利用できる学生用パソコンを 34 台設置している。平成 25 年度末には無線 LAN 設備を整え、OA 室以外でも利用できるよう貸出ノートパソコンを用意して、学生の自主学習を促進するようにした。また、学内 LAN 上に学生の個人データを保存できる領域を確保して、データの保存と利用の利便性を高めている。なお、教職員全員に各 1 台のパソコンが配置され、授業準備や学内 LAN を用いた学内業務等に利用されている。

(b) 課題

本学では、規模が小さい(総定員 200 名)こともあって、学生の学習成果の獲得に向けた

教員間・職員間および教職員間の情報共有や連携協力は比較的良好だと認識している。学生の学習状況や各期の成績という面での学習成果の状況は、教員と事務職員がそれぞれの業務を通じて認識している。

また、図書館職員は常に利便性の向上に努め、学生の図書館利用状況を高いレベルで保つことを通じて、学習成果の獲得に向けて注力している。

しかし、学科・専攻の学習成果のその全体について幅広く周知・理解できているとは言いがたい。教職員全体が学習成果を理解し、より強く学生を支援できるようにする必要がある。

同時に、学生の自主的集团的学習を促進できるような機器の整備を今後も進めたい。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にしている]

(a) 現状

本学では、入学当初のオリエンテーションにて、学科・専攻で学べること・学ぶべきこと、取得可能な免許・資格、授業の方法等について詳細な説明を通じて、改めて学習の動機付けを行い、それに基づいて履修科目選択支援等を行っている。その際の重要な印刷物が『カレッジ・ライフ』(シラバスを含む)である。以下では学科・専攻別に学習成果獲得に向けた学習支援について述べる。

<生活科学科生活科学専攻>

入学時のオリエンテーションは、学生全体への一般的説明という性格が強く、個々の学生への動機付けという面では不足することもある。そこで、学生 10 人程度に 1 人のクラスアドバイザー(個別アドバイザー)を配置し、学生の学習・生活情報の収集や相談・アドバイスをを行っている。この情報は必要に応じて(問題を抱える学生に関する情報を中心に)学科会議にて学科教員全体で交換・共有し、対処法を検討するが、専攻担当教員間の日常的な情報交換が機能することも少なくない。

基礎学力が不足するとみなされる学生への支援は、個々の教員の判断に基づいており、多くの場合、学生たちの質問に答える形で補習的な支援を行っている。このように専攻として制度化した補習授業は行っていないが、生涯教育センター主催の英語補習講座に参加する学生はいる。他方、優秀な学生への特別な配慮や支援も行っていないが、特別演習Ⅱ(卒業論文)の選択を勧め、卒業研究指導によって優秀な学生を積極的に支援することがある。

<生活科学科食物栄養専攻>

生活科学専攻とほぼ同様である。すなわち、学生 10 人程度に 1 人のクラスアドバイザー(個別アドバイザー)を配置し、学生の学習・生活情報の収集や相談・アドバイスをを行っている。この情報は必要に応じて(問題を抱える学生に関する情報を中心に)学科会議にて学科教員全体で交換・共有し、対処法を検討するが、専攻担当教員間の日常的な情報交換が機能することも少なくない。

基礎学力が不足するとみなされる学生への支援は、個々の教員の判断に基づいており、多くの場合、学生たちの質問に答える形で補習的な支援を行っている。このように専攻として制度化した補習授業は行っていない。他方、優秀な学生への特別な配慮や支援も行っ

ていないが、特別演習Ⅱ(卒業論文)の選択を勧め、卒業研究指導によって優秀な学生を積極的に遇することがある。

<幼児教育学科>

本学科では、1・2年次を通して、学生(定員50名)を10名程度の小グループに分け、全専任教員が実習指導関係科目を担当する。1年前期は「実習内容研究Ⅰ」(卒業必修)で「保育観察」の引率と事後の振り返り時のアドバイスおよび観察レポート添削、1年後期の「保育内容総論」と2年前期の「実習内容研究Ⅱ」に、「保育計画(指導)案」の作成および模擬演習を担当する学習支援を実施している。中でも「保育観察」は入学直後よりその準備に入るので、学科学生・教員が一堂に会し、半日6回ずつの現場観察で何を学ぶのかを共に確認し、保育者をめざす大きな動機付けになっている。これらの指導に、本学発行の『実習の手引き』を作成し、用いている。基礎学力が不足する学生にはグループ担当がアドバイスにあたり、「保育観察」と「模擬演習」については規定回数に満たないことがないように必ず補講を実施している。これらが不足すると不合格となり、翌年再履修を要する。

学科として、優秀な学生についての学習上の配慮は特に行っていないが、1年前・後期末にグループ担当と個別面談の時間を設定しており、そこで各自の力にあわせた「夏休みの課題」「春休みの課題」の設定と事後の確認も行っている。

なお、大学としては、1学年終了時の成績が最優秀な者(入学時の奨学生採用試験で奨学生となっている者、社会人学生を除く)を特別奨学生として、原則として2学年の1年間、20万円分の授業料を免除する規程(釧路短期大学奨学生規程)を設け、実施している。

(b) 課題

<生活科学科生活科学専攻>

他の学科・専攻とは異なり資格取得を主軸とはしていないこともあって、学生の学習動機が多様である。そのため、学習支援は個別的な対応が主とならざるをえない。このことは、学生たちの多様な学習動機を理解し、それを踏まえて支援できるかなど、教員の力量が問われることを意味するだろうが、その力量をどのように高めるかが課題となる。どのような方策があるか、検討したい。

<生活科学科食物栄養専攻>

他の学科・専攻とは異なり、本専攻の学習内容はいわゆる理系科目が多いが、入学者の多くは高校では理系教科にそれほど力を入れていなかったため、基礎学力の不足に直面することがある。それを受けて、たとえば化学分野の基礎学習を含めた科目を開設するなどの対策を講じてきたが、残念ながら十分な成果を挙げているとは言い難い。15回の授業時間を確保することさえ容易ではない現状だが、基礎学習要素を含む科目内容編成や、入学直後あるいはその後の補習授業の可能性を探りたい。

<幼児教育学科>

専任教員が少人数のグループを担当するシステムにより、多くの学生は力を身につけていくが、どうしても力を発揮できない学生がほぼ毎年若干名存在する。該当者は進路変更も含めた個別相談・カウンセリングとなる場合が多く、資格取得をしない選択をした場合、上のシステムから外れ、日常的に顔を合わせにくい状態になるという問題が生じる。

以前使用していた電子データの個人別アドバイス・シートは入力・内容確認に手間がか

かり、使用しにくかったため、十分な活用ができなかった。この点、学科会議内での学生情報の共有は容易である。ただし、時間の制約もあり、また主に問題を多く抱えている何人かに絞られるので、それ以外の情報共有を効率的に行う仕組みの構築が課題である。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている】

(a) 現状

学生の生活支援のための組織として、学生委員会と教務・学生課を置いている。さらに、学生が当面する諸問題の解決や学習成果獲得のために、全学的に相談体制を設けて対応している。相談窓口は、学生相談室、保健相談室、クラスアドバイザー、グループ担当教員、ゼミナール担当教員、インテーカーが配置されている。また、授業内容の理解を深めるためにオフィスアワーを実施している。

学生委員会は委員長以下3名の教員と教務・学生課2名の職員によって構成し、学生会活動をはじめとする学生の指導および福利厚生、研修活動、課外外活動、育英・奨学金、保健・健康管理他学生の厚生補導を所管している。教務・学生課は、学生委員会との連携業務のほか、学生生活に関する様々な情報の提供や生活上の助言等を行っている。

学生支援に関する学内との連携は、月例教授会等で報告され、共有がはかられている。また、学科内では、学生個々の教育上必要な情報を所定のパブリックフォルダで共有・守秘し、必要な配慮を施している。

学生の自主的活動として「学生会」が組織され、行事の企画運営とサークル活動への支援を行っている。活動目的は学生相互の親睦をはかることであるが、地域と結びついた活動を視野に入れている。また、希望学生で組織する「キャンパス環境ネットワーク」では、環境整備に貢献できる社会人をめざし、講義中の姿勢や環境美化などの実践活動を通し、自ら快適な学内環境をつくるという呼びかけを行っている。自らを啓発し主体的に考え、行動する素地を養い、建学の理念である「愛と奉仕」の日常化をめざす取組の一つである。「学生会」や「キャンパス環境ネットワーク」が主体的に活動できるよう、学生委員会が指導・助言を行っている。

キャンパス・アメニティに関しては、売店を設置(外部業者に委託)し、弁当、パン、おにぎり、惣菜、デザート、菓子、飲み物、日用品などを安価に販売している。テキストは、時期を設定して学生ホールで販売している。また、学生ホールが1階と2階にあり、食事や談話、課題制作など自由に過ごすことができる。

宿舎が必要な学生には、下宿・自炊先情報をオープンキャンパスや入試説明会段階から案内し、合格通知時に下宿・自炊先情報を同封、在学生には掲示などで紹介を行っている。

通学の交通手段としては路線バスやJR、自転車のほか、本学は自家用車での通学者が多い。自動車通学については、登録制をとって約90台の駐車に対応する指定駐車場を用意している(専門学校との供用駐車場で短大区域分)。自動車通学は、入学手続時、入学式、オリエンテーションで指導し、登録を受け付ける。登録学生は、登録証の車内提示義務と交通安全講座への出席義務などを課し、運転マナーと安全運転への意識醸成をはかっている。交通安全に関しては、季節に対応した掲示を行い、安全運転の日常化をはかっている。自動車通学登録数は、平成24年78台、25年89台であった。

経済的支援策は、日本学生支援機構奨学金の手続き支援のほか、本学独自に以下の制度を設けている。

- ①授業料分納・延納制度：授業料の一括納付が困難な学生が対象。
- ②授業料の減免制度：家計急変等により就学困難となった学生が対象。入学6ヶ月前より受け付ける。
- ③学費サポートプラン：金融機関と提携した分納制度。
- ④奨学生1種：学業・人物ともに特に優れた学生に年間20万円の授業料を免除する。奨学生入学試験を経て決定。進級時に更新審査がある。
- ⑤奨学生2種：諸活動で顕著な成果をあげ、模範となることが期待される学生に年間20万円の授業料を免除する。奨学生入学試験を経て決定。進級時に更新審査がある。
- ⑥特別奨学生：1学年終了時の学業成績優秀者の中から決定。年間20万の授業料を免除する。
- ⑦社会人学生に対する奨学制度：20歳以上の社会人学生に対して、入学金免除のほか生涯学習奨励金(年額22歳未満10万、22歳以上20万円)を給付する。
- ⑧ワークスタディ学習奨励制度：人物優秀、勉学意欲があるにも関わらず家計状況が厳しい学生に対して学内で雇用の機会を与え、社会性の向上と経済的支援を行う制度。

その他入学金の減免制度として、卒業生子弟・子女、障がいのある学生に対するものがある。

健康管理は、学生委員会と保健相談室、教務・学生課が担当し、健康講話や健康診断、応急処置、健康相談などを実施している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは、主に学生相談室が対応している。学生相談室では学内・学外のカウンセラー(臨床心理士)をはじめ、教務・就職・学生委員が学業・進路・生活の相談窓口として所定の曜日・時間に相談室を担当するほか、メールや電話、教務・学生課窓口での相談予約も受けている。学科の相談はアドバイザーやグループ担当教員、ハラスメントはインテーカー、学生生活全般についてはゼミ担当や教務・学生課が窓口となり、必要に応じて学内や学外関係機関と連携をとって対処している。学生相談室では、毎年春に全学生の「UPI調査」を実施し、心身の健康度の早期把握と必要なケアを施している。

学生委員会では、「学びの環境」についてアンケートをとり、学生の意見や要望などを聴取している。また、全国規模の学生調査(「短大生調査(JJCSS2012)(JJCSS2013)」や「短大生の学びと生活に対する調査」)に参加し、他大学との比較も行っている。

社会人学生の学習を支援する体制は、入試制度として20歳以上の社会人に特別入試枠を設け、経済支援として入学金免除と生涯学習奨励金給付による授業料減免を行っている。また、学習歴により、前大学で得た単位の認定を行っている。

障がい者の受け入れのための支援としては、車いす用の学生を受け入れた際に、トイレのバリアフリー化、スロープの設置などの施設整備をした。書字機能障がいの学生を受け入れた際は、PCでの定期試験受験を、視力障がいの学生には試験問題や配布資料の拡大などの学習支援を行った。また、卒業時はハローワークと連携した就職支援を実施してい

る。障がいの状況に沿って支援ができるよう、必要なサポート体制を確認して受け入れている。

長期履修生の受け入れについては、在学可能年数を3～6年までとし、卒業に算定できる年間取得単位を最大30単位まで認め、学費は通常の学費分を在学期間で分割する制度となっている。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対しては、学生ボランティアの登録制度を設けて推奨している。官公庁や地域団体などからの要請を受け、学生にメールと掲示で活動内容を紹介している。登録数は、平成24年度46人、平成25年度は45人である。

(b) 課題

家計状況の厳しい学生が安心して学業に打ち込むことができるよう、経済的支援の体制整備を継続したい。

キャンパス・アメニティに関しては、学生数が多い日は学生ホールが手狭となることがある。学生の学内の居場所について快適性を高める工夫を検討したい。

学生が新しい環境に臨む際(入学時や校外実習前)などにピアサポートが実施できないか、可能性を検討したい。キャンパス環境ネットワークや学生会活動が年々活発化し、学年を超えた学生同士の交流がスムーズに行われるようになってきたためである。

今後も学生の意見や要望の聴取を行い、学習成果獲得のための生活支援策を把握していきたい。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている]

(a) 現状

本学の就職支援のための組織は就職委員会であり、教員5名と教務・学生課職員2名で構成されている。当委員会ではゼミナール担当教員、ハローワーク学卒ジョブサポーターと連携を図り就職支援活動をすすめている。

就職委員の各研究室は就職相談室の機能を果たしており、就職相談室本部を就職委員長の研究室に置いている。そこでは主に就職相談、履歴書添削、面接指導等の支援を行っている。このほかハローワークくしろによる就職サポートルームを学生相談室において週1回開設し、学卒ジョブサポーターによる就職相談、求人紹介等を行っている。

就職委員会では、各自が自発的に就職活動に取り組み効果的に行動できることを目的に、独自に作成した就職ガイドブックを全学生へ配布するとともに、就職ガイダンスを入学直後から卒業まで20回程度実施している。就職ガイドブックは学内の就職支援体制、事前準備、自己分析、履歴書の書き方、試験対策、就職に関する学内手続きの方法など就職活動のノウハウを1冊にまとめたもので、就職ガイダンスをはじめ個々の就職活動において活用している。就職ガイダンスは、1年次に企業や卒業生、就職内定者(2年生)を講師に招いてテーマ別に講演会を実施するほか、自己分析、就活マナー、メイク、情報検索方法、エントリー書類作成方法など、就職活動の基礎となる情報提供と演習を行っている。2年次には応募先訪問の方法、電話応対、模擬面接、書類作成や諸手続の方法など実践的な内容としている。さらに卒業前の2月には外部講師による内定者研修も行っている。

各学科・専攻での取り組みでは、生活科学専攻ではキャリア支援授業で職業適性検査の実施、職場見学会、インターンシップ、就職試験対策等を実施している。食物栄養専攻と幼児教育学科については、学内外で行われる実習および事前事後指導の授業が就職支援の役割を果たしている。

就職のための資格取得については、生活科学科生活科学専攻では図書館司書(国家資格)、ビジネス実務士、メディカルクラーク[医科]、食物栄養専攻では栄養士免許(国家資格)、フードスペシャリスト、幼児教育学科では幼稚園教諭2種免許(国家資格)、保育士資格(国家資格)、認定ベビーシッター、レクリエーション・インストラクター、全学科・専攻で社会福祉主事任用資格(国家資格)を取得することが可能である。特に食物栄養専攻と幼児教育学科は国家資格を活かして就職する者が多い。

このほか、生活科学専攻を中心に一般職を希望する学生は、日本語ワープロ技能標準試験、表計算技能標準試験、簿記検定、色彩検定、英語検定等に取り組み、これらの資格取得をサポートする授業科目も開講している。

就職試験対策については、生活科学専攻においてキャリア支援の授業で作文や小論文の練習、時事問題や一般常識問題に取り組んでいる。

面接試験対策は、全学科・専攻に対し就職ガイダンスの中でハローワークくしろによる面接セミナーを開催しているほか、就職委員とゼミ担当教員による個別の面接練習を随時実施している。

就職委員会では時事・一般常識、面接試験、公務員試験等の各種問題集の最新版を毎年購入し、図書館の就活図書コーナーに常備し貸出を行うほか、過去の求人票、就職試験受験報告書等を自由に閲覧できるようにしており、前年度までの求人状況、受験先の過去の試験内容等の情報を事前に把握できるようにしている。

学科・専攻ごとの卒業時就職状況の分析については、就職先一覧を作成し職種や勤務地、採用形態、採用時期等の情報を整理し学生の就職支援と企業への求人活動に活用している。学生に対しては4月の就職ガイダンスにおいて学科・専攻別就職率、職種や地域の内訳、採用時期、採用形態等の情報を提供している。また、10月に開催される保護者懇談会においても同様に説明し、支援協力を求めている。

進学、留学については、例年希望者がほとんどいないこともあり、希望者がいた場合に適宜支援を行っている。学生の窓口は1年生がクラスアドバイザー、2年生がゼミ担当教員となっており、教務・学生課から情報提供を受けながらすすめている。

(b) 課題

現状の教員主導による就職支援は、学生対応の点で限界を感じている。各教員は授業等で長時間拘束されるため、常時対応することが不可能である。このことから専任の職員の配置が必要である。

現在実施している就職ガイダンスの内容について、時代の変化に合わせて定期的に見直す必要がある。

【区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している】

(a) 現状

受験生に対して入学者受け入れの方針を周知することを目的に、学生募集要項に記載している。方針本文と、学生ならびに学外に対する示し方は、基準Ⅱ-A-3に記した。

受験生からの問い合わせは、電話やメールといった手段を通じて、おもに入試事務局に寄せられる。担当者は、迅速かつ懇切丁寧に回答するよう努めており、希望があれば面会にも応じる。社会人入学生からは「丁寧な説明がうれしかったので受験を決めた」という声が寄せられている(釧路短期大学入試委員会(平成26年)社会人対象制度のご案内第8号)。

広報ならびに入試事務は、入試委員会と入試事務局が綿密に連携し、円滑に執り行われている。本学独自企画として、オープンキャンパスを年に4回開催している。より多くの参加を得られるよう、複数の高等学校の年間予定表を確認した上で決定している。参加者アンケートや、日ごろから蓄積している接触者データを解析したところ、オープンキャンパスに複数回参加した者は高率で入学に至るという傾向が認められた。そこで、リピーターを増やしていくために、ある回では学科・専攻別模擬体験、別の回には小論文試験対策講座というように毎回趣向を変えている。本学を知ってもらう糸口を増やすため、すべての回に在学生または卒業生をスタッフとして起用している。近年、保護者の付き添いが見受けられるようになったことから、別室にて保護者向け企画を同時開催している。奏功してか、保護者が同伴した参加者が入学に至る率はきわめて高い。このほか、親子対象の説明会を年に1度行っている。社会人入学希望者対象の説明会は年に3回実施している。高校生向けの企画は土曜または日曜に設定し、社会人向け企画は平日夜に行っている。これは、参加者アンケートの結果を反映させてのことである。

毎年4月1日に、学生募集要項とセットで発行している「大学案内」は、入試委員会と業者とが、企画・構成・デザインなど各工程ごとに綿密な打ち合わせを重ね作成している。業者の選定は3年に一度の指名競争入札による。

「社会人対象制度のご案内」は入試委員会が編集している。改訂を重ね、毎年5月1日に発行している。A4版チラシ「釧路短期大学オープンキャンパス」とともに、釧路市町内の公共機関など多くの来場者が見込まれる施設に効果的に設置している。

高校生ら希望者に対し、毎月上旬に送付しているハガキ「釧短ニュース」は、定期的な情報発信ツールとして重要な位置を占める。第1号が発行されたのは平成12年のことで、以来、形式や発行時期を変えながら号を重ねてきた。現在は、各学科・専攻、各常設委員会、附属図書館、生涯教育センターの協力を得ながら入試委員会が編集している。平成26年5月には110号を発行した。

不動産業者などから寄せられる賃貸物件情報を「下宿情報」として簡易製本し、希望者に配布している。

地元紙(釧路新聞および北海道新聞)、コミュニティ放送局(FMくしろ)といったメディアを積極活用している。本学ホームページでは、「入試情報」、「釧短ニュース」、「オープンキャンパス」、「社会人入学説明会」を紹介している。「information」は随時更新している。平成25年4月に運営を開始した「釧路短大ときどきコラム」は、教職員全員がリレー形

式で執筆するもので、毎月 4~6 回更新している。新しいコミュニケーションツール「ツイッター」を入試委員会公式として導入し、フォロワー登録をした入学希望者らに最新情報を届けている。

広告会社主催企画(進学説明会など)では、北海道東部地域(釧根北網十勝管内)で行われるものを中心に参画している。平成 24 年度実績は 34 回、平成 25 年度実績は 33 回である。

企業を経由した効果的な情報発信を期待し、複数の広告会社と契約している。インターネットの進学サイト、スマートフォンのアプリ、高等学校が進路指導に活用する資料、高等学校の各教室に配本される冊子などに、効果的に本学の情報が掲載されている。

入試委員は、釧根、北網ならびに十勝管内の高等学校の進路指導部を定期的に訪ね、入学希望者に関する情報を得ている。出身生の近況はとくに喜ばれ、良好な関係の構築に寄与している。こうした訪問が、入学希望者らとの直接的な面談や出前講座の受託に発展することもある。

入学希望者らの個人データはデータベース化して解析し、業務の評価や改善に役立てている。個人情報、入試事務局ならびに入試委員会によって厳正に管理されている。

入学試験では、推薦入学試験(一般、指定校、専門科生、自己特別および社会人特別)、一般入学試験(I 期、II 期および III 期)、特別入学試験(社会人、専門科生、帰国子女および外国人留学生)を、公正かつ正確に実施している。

受験、合格を経て入学手続きを済ませた者に対し、2 月初旬に「アドバイス&サポート」という冊子を郵送し、入学に際しての心構え、授業および単位認定の概要、学生生活に関するサポート体制などを周知している。さらに、入学後の学びをスムーズにするため各学科・専攻から出題される入学前課題を同時発送している。

入学式の翌日から 3 日間をオリエンテーション期間としている。学科・専攻での学び、学生生活、就職活動、履修登録から単位認定までの流れなどを詳細に説明している。

(b) 課題

基準Ⅱ-A-3 にも述べたように、平成 24 年度大学入学者選抜実施要綱(23 文科高第 229 号)第 2 ならびに平成 25 年度大学入学者選抜実施要綱(24 文科高第 236 号)第 2 には、「求める学生像だけでなく、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど、何をどの程度学んできてほしいかをできる限り具体的に明示する」とある。本学のアドミッションポリシーは、前述したように具体的な記述に欠けており、改善の余地があると解釈される。

本学の入学試験には原則として面接を課しており、区分によってはさらに小論文または作文を課している。面接試験官は原則として学科教員が務めているため、求める人材であるかの見極めがなされていると判断されるが、一方、小論文試験は全学科・専攻共通問題であり、整備後のアドミッションポリシーにはそぐわない可能性がある。

○ テーマ 基準Ⅱ・B 学生支援の改善計画

1. 学科・専攻の学習成果の全体像を明確にし、教職員全体で共有する。
2. 学生の自主的集団的学習に有効な設備・機器の導入を進める。
3. 生活科学科生活科学専攻では、学生たちが向いている方向を把握するために個別的支援(状況把握とアドバイス)を強めるとともに、教員間での情報の共有を確実に行って複数の教員による多面的な支援も並行して進める態勢をととのえる。
4. 生活科学科食物栄養専攻では、理科系の科目を中心に、高校の学習を補う科目あるいは時間、大学の学習に向けた基礎学習科目あるいは時間設定の必要性と可能性を探る。
5. 幼児教育学科では、学生別の簡易なアドバイス・シート、あるいは指導歴にかかわるデータを蓄えておくことができる学生別の指導用フォルダを設けるなど、教員のみが学生別の指導状況を共有・閲覧できる具体的な方法を構築して、組織的学習支援に役立てる。
6. 全国と比較しても本学は経済支援を必要とする学生が多い。この対策について、検討する。
7. キャンパス内での学生の居場所について、環境整備を行う。
8. ピアサポートは、時間割が過密で修業期間の短い短大においては、導入が難しい点がある。しかし、可能性を検討する。
9. 進路支援を担当する専任職員配置を要望するため、学生対応の現状について調査する。
10. 就職ガイダンスプログラムの見直しを図る。
11. 入学者受け入れの方針につき、「求める人材(仮題)」を具体化するなど整理し、「高等学校で学んできてほしいこと(仮題)」を加える。
12. 入学試験のうち、小論文試験を見直す。すなわち、提示する数百字の出題文自体を学科・専攻別とするか、出題文は共通としても設問を別にする。出願書類に含まれる作文もこれにならう。

● 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

1. 平成 26 年度中に学位授与の方針を見直し、必要な場合は改定し、27 年度から新方針を適用する。その際には、建学の精神、教育理念、(教育)目的および教育目標を十分に踏まえ、入学者受け入れの方針および教育課程編成・実施の方針とあわせて見直す。
2. 平成 26 年度内に、学則への学位授与の方針の記載につき、学習成果等を含めた表現への改定を検討し、結論を得る。
3. 生活科学科両専攻とも、平成 26 年度内に現行カリキュラムの効果および問題点を検討し、27 年度からのカリキュラム改定の必要性の有無を明確にし、改定を要する場合は、教育課程の編成が、(教育)目的・教育目標、入学者受け入れの方針、学位授与の方針の実現、そして学生たちの学習成果の獲得にとって最重要事であることを踏まえて、効果的な教育課程の編成を進める。
4. 幼児教育学科では、平成 26 年度中に、「学位授与の方針」、「入学者受け入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」の見直しに着手する。

5. 幼児教育学科では、関係法令・通知の確認を随時行う。
6. リカレント講座の調節やニーズ把握のため、平成 26 年度からは釧路市内関係団体の会合への出席に努め、意見を伺う。
7. 平成 27 年度から子ども・子育て新制度施行によって「保育教諭」が誕生し、幼稚園教諭免許更新講習対象者が急増することを見込み、関係団体に意向を尋ね、26 年度から「特例講座」の実施を検討する。
8. 北海道教育大学釧路校(道東コンソーシアム)で実施している教員免許更新講習において、幼稚園教諭向けの講座を増設できるよう教員に協力を求める。平成 27 年度あるいは 28 年度には増設できるよう努力する。
9. 基準Ⅱ-B-5 に示すように、受験生に対する新たな入学者受け入れの方針が、目標どおり平成 28 年度学生募集要項(27 年 4 月発行予定)に掲載された場合、学生向けのカレッジ・ライフは 27 年 4 月発行分、学外向けのホームページは 27 年 4 月に、明示されることになる見込みである。
10. 生活科学科生活科学専攻では、平成 26 年度後期開始時、後期終了時にカリキュラム・マップとキャリアデザイン・ポートフォリオによる学習成果の査定を実施し、年度末までに必要な改善の計画を立案し、27 年度から実施する。
12. 専任教員担当科目における成績評価(学習成果査定)に関して検討する。
13. 平成 26 年度中に、「履修カルテ」や「保育者に必要な資質能力の指標」、自己点検シートと類似の調査・アンケートの見直しを行い、27 年度には、「履修カルテ」の拡大・統合版として使用を開始できるようにしたい。これとあわせて、成績評価が出る時期に学生の成長度合いを点検し、状況が思わしくない場合には、特別に指導方法を策定するなどの具体的措置をとれるようにしたい。
14. 学生の卒業後評価報告書を平成 26 年度内に作成する。具体的には 26 年 10 月：学生の卒業後評価報告書の様式検討、11 月～27 年 1 月：学科・専攻ごとに職場が求める人材調査結果を活用した学習成果点検実施と報告文作成/評価項目に対する意見のとりまとめ、2～3 月：学生の卒業後評価報告書作成・完成させる。
15. 平成 26 年度も学生の自主的集団的学習等に有効な設備・機器の更なる導入に向け、諸補助金の獲得に努める。
16. 生活科学科生活科学専攻では、いささか機能を低めている個別アドバイザーを平成 26 年度中に見直す。また、学生支援に必要な情報の共有の促進に向けて、26 年度中に態勢をととのえる。
17. 生活科学科食物栄養専攻では、専攻での学習内容に係わる補習あるいは基礎学習を行う科目または時間の設定について検討を続け、毎年、教育課程の編成を見直す。
18. 幼児教育学科では、簡易なアドバイス・シート、あるいは学生別の指導用フォルダは平成 26 年度内に検討し、27 年度に実施を試みたい。
19. 同窓会が奨学金制度を創設するために必要な連携をとり、平成 27 年 4 月より制度を開始できるようにする。
20. 学生の居場所確保として、平成 26 年度春に試行的にキャンパス敷地内に休憩所を設置する。
21. 学生の学生によるサポートは、平成 26 年度内に可能性を検討し、早ければ平成 27

年度オリエンテーションの一部で試行的に実施し、さらなる検討をすすめる。

22. 進路支援に関して、平成 26 年 10～11 月：他大学の就職ガイダンス・セミナー等の取り組みについて情報収集、12 月：就職委員会において実施済みガイダンスの出席状況、感想文、アンケート調査の結果、他大学の情報を参考に就職ガイダンスプログラムを検討、27 年 1 月：次年度の就職ガイダンスプログラム作成と決定、2 月：ハローワーク就職サポートルーム利用状況調査実施および教職員を対象に就職相談状況調査実施、3 月：就職サポートルーム、教職員調査集計と報告資料作成との手順で改善計画の実現に向けて行動する。

23. 入学者受け入れの方針につき、学科・専攻別に「求める人材(仮題)」と「高等学校で学んできてほしいこと(仮題)」を新たに執筆する。平成 28 年度学生募集要項(平成 27 年 4 月発行予定)への掲載を目標とする。

24. 入学試験に関し、小論文試験ならびに出願書類としての作文の出題のありかたを早急に検討する。平成 28 年度学生募集からの実施を目標とする。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

(1) 「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の現状と課題の概要

「教員組織の整備」について、本学では学科・専攻の教育課程編成・実施の方針等に基づいて専任教員および非常勤教員からなる教員組織を編成し、同時に短期大学設置基準に定める教員数と職位を充足している。また、必要な補助教員(助手)を配置している。また、教員組織は、保育士、栄養士の指定養成施設基準や幼稚園教員養成課程・司書課程等に必要の教員数・教員の職位を満たしている。非常勤教員を含む教員の採用・昇任は「釧路短期大学教員選考規則」「釧路短期大学教員昇任候補者選考基準内規・別表」「釧路短期大学非常勤教員選考基準」に基づいて厳正に行っている。課題は、教員の年齢が比較的高いこと(とくに生活科学科生活科学専攻)である。

「専任教員の教育研究活動」のうち研究活動について、論文発表や学会活動の面では着任までの経歴(研究歴の多寡)によっていささかの違いはあるものの、着実な成果を挙げており、その内容は本学 Web ページ等で公開している。また、専任教員には研究室が確保され、研究成果発表の機会として『釧路短期大学紀要』を毎年発行している。研究に必要な費用の一部は学園予算から支弁されており、一部の教員は科研費補助金を用いた研究活動の分担研究者等として研究を進めている。教育活動については、専任教員のみならず非常勤教員も参加する FD 活動は、近年、授業評価に基づく授業改善に焦点を当てて展開している。さらに専任教員は教務・学生課および附属図書館と連携して、学習成果向上に努めている。課題は、研究費等の支給規程および FD 活動に係る規程が未整備であること、研究や研修時間の確保が困難なことである。

「事務組織」について、本学専任事務職員として教務・学生課職員、本学附属機関専門職員として司書が配置されており、それらへの具体的な指示・命令は学長が行う。これらのため「組織・分掌・職制規則」「事務分掌規程」等の学園規程等は整備されている。事務組織に必要な部屋・情報機器・備品等は整備されており、情報セキュリティについても必要な措置が採られている。職員は内外の研修を受けながら専門性や職能を養っている。SD 活動も積極的に進めてきており(現在は FD・SD 活動として一括展開)、独自の勉強会も行っている。さらに随時、事務処理上の確認等を行って事務処理の改善等に努めている。職員全員が常設委員会に所属し、教職員一体となって学習成果向上を進めている。課題は、FD・SD 規程が未整備であること、防災研修の定期的実施、災害時の行動指針作成である。

「人事管理」について、教職員は学園の就業規則に基づいて就業しているが、教員の出退勤時間については業務に支障がない範囲で調整し、事務職員は授業時間帯にあわせて早番・遅番の出退勤態勢を実施している。就業に関する諸規程は教職員に周知するとともに、適正に管理している。

「物的資源の整備・活用」に関して、校地・校舎面積は短大設置基準を満たしており、適切な面積の屋外運動場と体育館(ともに共用)も有している。障がい者への対応として一部に障がい者用トイレを設置している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に必要な講義室、演習室、実験・実習室を用意しており、プロジェクター、スクリーン、AV 機器、パソコン等も整備している。附属図書館の蔵書数、学術雑誌数等も必要な量を所蔵

している。事典・辞典他の参考図書は利用しやすいよう配架し、選書は教員の協力を得て専門書蔵書のバランスに配慮し、学生のリクエストも踏まえて行っている。廃棄(除籍)は規程に基づき適切に行っている。平成 24 年 7 月から図書館管理システム・蔵書検索システムの利用を開始し、利便性が向上した。なお、附属図書館では全学科・専攻の学生への利用教育を行い、学内外への情報発信や学生も参加できる公開講座等を開いている。「物的資源の整備・活用」全体の課題は、校舎の耐震診断の実施と計画的な整備・活用、少人数用教室の不足、障がい者受け入れ設備の整備、図書館の選書規程の整備、図書館利用者アンケートの実施、地域資料の付加価値増大策等がある。

「施設設備の維持管理」については、経理規則、固定資産及び物品管理規程、財務諸規程、校舎等管理規則などを整備し、これらに基づいて施設設備、物品を維持管理している。火災や地震に対しては「消防計画規程」によって定期的な点検と訓練を行い、防犯対策としては警備員の配置防犯カメラ設置等を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は「情報機器および情報保護に関する内規」「情報機器および情報保護に関するマニュアル」に基づき対策を講じるとともに、IT 技術管理委員会を設置して保守管理の助言・指導を行っている。省エネルギー等の対策としては、節電の奨励やセンサーライト設置などを、他の地球環境保全への配慮としては、森林保護のための地元産間伐材の利用促進、学生によるキャンパス環境ネットワーク活動、本学考案商品の売り上げの一部を自然再生関係団体に寄付する等の活動を行っている。課題としては、施設設備の計画的補修・管理、災害時の教職員行動マニュアル整備、学生の防災教育の充実、コンピュータシステムのセキュリティ対策に係る学内全体の意識醸成とスキルアップがある。

「技術的資源の整備」に関して、一般教室へのプロジェクターやスクリーン等を設置し、実験・実習室や練習室へ必要な什器を整備している。OA 機器演習室に整備されているパソコンには各種授業や学習に必要なソフトウェアを関係教員の協議のもとインストールしており、授業や自主的学習に利用できるようにしている。これらのパソコンは学内 LAN に接続されており、学内ホームページ、授業資料の配付、課題提出、学生個人データの保存等に用いられている。また平成 25 年度には貸出用ノートパソコンおよび無線 LAN 設備を整備し、学生の学習の便を高めた。学生支援を充実させるための教職員への技術支援は IT 技術管理委員会が中心となって進めている。課題としては、学内の情報資源の整備・利活用の必要性を教職員で共有して学習効果の向上を図ることが挙げられる。

「財的資源の適切な管理」について、学校法人全体では資金収支はプラスで推移し自己資金が増加し負債が減少しているが、消費収支が低落傾向となっている。主な原因は学生・生徒・園児等の減少にある。とはいえ、自己資金が外部負債を上回る状況にあり、その点は良好である。短期大学は継続的に収入超過であり借入金の償還も終了し、今後の運営に問題はない。補助金等補正後の短期大学の教育研究経費比率は 20%を上回っている。課題は、消費収支支出超過の改善に向けた学生・生徒園児等減少への対応策、耐震・老朽化への対応のための資金調達にある。

(2)「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の改善計画の概要

- ・専任教員とくに生活科学科生活科学専攻担当の専任教員の若年化を図る。
- ・研究費等の支給規程を整備する。

- ・FD活動、SD活動に係る規程を整備する。
- ・職員は短大全体の業務内容や流れを理解できるようにする。
- ・車椅子を使用する障がい者の施設利用の困難点の解消策を検討する。
- ・(附属図書館)選書規程の原案作成に着手する。
- ・(附属図書館)蔵書スペース拡充に努力し、開学50周年記念メモリアルアーカイブの整備を進める。
- ・(附属図書館)利用者アンケート実施を検討する。
- ・『釧路短期大学紀要』『図書館報』等の編集・発行の充実を図り、平成26年度には創立50周年記念特別号を発行する。
- ・施設設備について、中長期計画に基づく補修・管理を行う。
- ・災害時の教職員行動マニュアル作成を検討する。
- ・コンピュータシステムの適切な保守・管理を進めるとともに、教職員のコンピュータシステムのセキュリティ対策に関する意識醸成とスキルアップを図る。
- ・当分、卒業者数を上回る入学者数の確保をめざしつつ、新たな入学者層の開拓を進める。
- ・学校法人全体の経営改善計画を策定し、施設設備整備計画・資金調達計画を組み込む。

(3)「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の行動計画の概要

- ・平成26年度中に、研究費等の支給規程を整備する。
- ・平成26年度中に、FD活動、SD活動に係る規定を整備する。
- ・車いす利用者向けの施設整備を平成27年度に予定している耐震診断を視野に検討するが、車いす向け階段昇降機導入については平成26年12月までに導入可能性を探る。
- ・(附属図書館)平成26年度下期に選書既定の整備をめざす。
- ・(附属図書館)平成26年度中に利用者アンケートを実施する。
- ・コンピュータシステムのセキュリティ対策に関して、教職員に対し年1回以上の講習を行う。
- ・機器備品の貸出管理体制を平成26年7月までに整備する
- ・新規備品の使用説明会を平成26年前期までに実施する。
- ・平成26年度中に、学校法人全体の5ヶ年(平成26～30年度)の経営改善計画を策定し、施設設備整備計画および資金計画を組み込み、資金の蓄積・運用と施設整備を図る。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している]

(a) 現状

本学の教員組織は、学科・専攻の教育課程の編成方針等に基づいて、学長(理事長兼務)、学科長など合計18名の専任教員および43名の非常勤教員から編成されている。職位別の専任教員は教授9名、准教授5名、講師4名で、助教はいない(平成26年5月1日現在)。これらは、短期大学設置基準に定める教員数を充足するとともに、学科・専攻の教育目的・目標に基づく教育課程の編成方針を踏まえて配置・編成している。教育課程の編成方針は

両学科ともに「実践」を重視していることもあり、教育課程の円滑な実施のために、地域社会の様々な組織・団体等での職業上の実践経験が豊富な方々を専任教員や非常勤講師として採用することが多くなっている。また、生活科学科食物栄養専攻には実習助手3名が配置され、実験実習科目の補助業務を担当している。

専任教員の採用および昇任候補者の選考にあたっては、「釧路短期大学教員選考規則」および「釧路短期大学教員昇任候補者選考基準内規」および別表に拠って、学歴、教育実績、職務経歴、研究業績、人物評価ならびに短期大学設置基準が規定する職位別の基準などを総合して、教員選考委員会および教授会にて慎重に審議し、理事会に上申している。また、定年を迎えた教員を再雇用することもある。なお、非常勤講師の採用にあたっては「釧路短期大学非常勤教員選考基準」に基づき、専任教員と同等の条件によって候補者を選考している。

(b) 課題

専任教員の年齢構成は、平成26年5月1日現在で、35歳以下16.7%、36歳以上～45歳以下11.1%、46歳以上～55歳以下16.7%、56歳以上～65歳以下22.2%、66歳以上33.3%という構成で、全体的に55歳を超える教員の比率が高くなっている(平均年齢54.7歳)。とくに生活科学科生活科学専攻所属教員はすべて56歳以上であるため、若年化が課題である。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている】

(a) 現状

本学の専任教員は、30代までに大学院等を経て着任した層と、本学の教育内容に関係する職務経歴等を経て概ね50代以降に着任した層に大別される。前者は着任前から本学での担当科目に関係する専攻分野での研究および研究成果発表の経験があり、着任後も研究を継続し、論文発表や学会活動を行っている。後者は、着任前に論文発表等の経験がないことが多いが、担当科目等の教育活動を通して知見を高め、そのうちの一部は教育に係わる研究論文として発表されている。これらの研究活動の状況は、本学Webページの情報公開データの一として更新公表している。なお、専任教員には1人1室の研究室が確保され、研究費は短期大学予算から各教員に年間104,000円(研究旅費含む)が支給されており、他に年間総額200,000円(平成25年度)の採択制特別研究費が措置されている。

教員(非常勤教員を含む)の研究成果発表の機会として『釧路短期大学紀要』を毎年発行しているが、近年は専任教員の投稿論文の数が少なくなっている。1人1室の研究室は確保しているものの、増え続ける授業負担、多種多様な学生支援業務、短大運営業務の増大等によって研究時間確保が次第に厳しくなっていることも影響している。

とくに教育活動の改善・向上をめざすFD活動は、授業の組み立てを中心とするものから、人間関係に係る研修、個人情報等の取扱い問題等へと幅を広げ、平成25年度からは学生による授業評価データを用いた授業改善に焦点を定めた。これらは、教員の教育活動全般の改善に重要な取り組みと考えており、26年度には教員相互の授業参観・相互コメントへと進めて、教育活動の組織的な改善を図る予定である。

また、専任教員・非常勤教員とも、教務・学生課とともに教育用設備・備品の整備・利用を促進する、学生の学習等の情報を共有する、附属図書館に資料・文献探索講座実施を依頼する、学生に専門図書や児童書の利用を促すなど、短大の関係部署と連携しながら学習成果の向上を図っている。

(b) 課題

研究費等の支給規程が未整備であり、早急に制定する必要がある。

教員の研究時間の確保たとえば研究日の設定について、かねてより指摘はあるものの、1週間に13科目15コマを担当する教員がいる現状(平成25年度)では、解決の道は見えない。

FD活動に係る規程は未整備なため、制定が急がれる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している]

(a) 現状

事務組織は「学園規程集第1編法人」の「組織・分掌・職制規則」「事務分掌規程」により規定されている。短期大学専任事務職員は教務・学生課職員となっているが、短期大学附属機関専門職員として図書館に司書が配置されている。学園内の事務職員は、事務局長の指揮・監督を受けることになっているが、「理事会業務委任規則」の「学長への委任事項」により、短期大学専任職員への具体的な指示・命令は学長に委ねられている。なお、法人事務局には法人の擁する5校の専任事務職員のほかに、5校全てを担当する企画室、経理課、庶務課が設置されている。

事務組織に必要な部屋・情報機器、備品等は整備され、適宜更新や補充を行っている。情報セキュリティ対策は、全パソコンにウィルス対策がとられ、データはファイルサーバーを活用して一元管理してウィルス侵入を回避している。防災対策は、消防法で定められた消火機器等の定期点検や避難訓練を実施している。

職員は外部研修や学内での研修を受け、専門性や職能を養っている。SDはかつて自主研修のみであったが、教職協働で学生の成長に寄与するためにとの学長方針によりFDと共に歩む「FD・SD活動」となった(平成20年度)。さらに業務上必要となる情報や技術は、学長のもとで独自に勉強会を設け、教員や他部門職員の協力や参加を得て実施している。また、教務・学生課、図書館では、事務処理上の確認や見直しを随時行い、処理の改善とチームワークの向上に努めている。

学習成果を向上させるための教員や関係部署との連携においては、教職員全員が常設委員会に所属し、一体となって学生の入学から卒業までの成長を後押しする体制にある。このため、情報共有と早期対応がはかりやすいものとなっている。

(b) 課題

平成25年度にFD・SD推進組織の規程を検討し、平成26年度には制定する。

現在、SD対象職員は短期大学専任職員だが、経理・庶務所管の管理業務についても本学職員が研修する機会を検討し、職員相互の理解・連携をはかりたい。

防災対策については、SD自主研修で防災や救命を研修したことがあるが、今後も定期

的に実施することや、災害時の行動指針の作成を検討したい。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている]

(a) 現状

本学の教職員の勤務時間は就業規則で、平日は午前 8 時 30 分より午後 5 時まで、土曜日(第 2・4 土曜日を除く)は午前 8 時 30 分より午後 0 時 30 分までとなっており、平日の休憩時間 1 時間を除くと週平均 40 時間未満となっている。

現在時間割編成が 1 日 5 講、午前 9 時から午後 5 時 40 分まで開講しているため教務・学生課の職員は早番、遅番の二交代制で対応している。教員は担当科目、学内業務等に支障のない範囲で出退勤時間を調整している。

職員の採用は公募を基本としている。各学校は履歴書と面接により採用候補者を決定し、起案書を法人事務局長に提出し、理事会の承認を受け採用する。昇格についても同様に規則・規程に基づき、条件を満たした者を推薦し理事会の承認を受け決定する。

学園の諸規程は法人事務局に備え付けるとともに電子データで各学校事務室に送り公開しており、改正の都度内容を更新し周知を図っている。

また就業時間はタイムカードで管理しており、時間外勤務についても超勤命令簿により業務内容を把握している。

(b) 課題

職員は教務・学生課が 50 才代の層と 30 才前後の層に年齢層が二分しており、また年々業務量が増加していることから業務の再配分と移行を速やかに進めるために中心となる中堅層の育成が望まれる。

総務系は採用後の経験年数の短い者が多いことから今後、財務・人事管理を含めて短期大学全体、学園全体を掌握できる職員の育成が望まれる。

○ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

1. 専任教員の平均年齢がいささか高く、生活科学科生活科学専攻ではそれが顕著である。近年は専任教員の退職の際に、替わって比較的若年者を採用することが多い。今後、そのような状況を迎える際には、比較的若年の方を専任教員として採用するよう努めたい。
2. 研究費等の支給規程を制定・整備する。
3. FD 活動に係る規程を制定・整備する。
4. SD 活動は、平成 20 年度より教職協働の「FD・SD 活動」として位置づけられ、さらに必要な専門性や職能のスキルアップとして独自の勉強会を行っている。しかし、実態があるが、制度が整備されていない。制度を整備する必要がある。
5. 職員は短大全体の業務の内容、流れを理解できるようにする。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している]

(a) 現状

校地、校舎、施設設備

現有校地・校舎面積は、校地 9,732 m²、校舎 3,775 m²で、基準面積の校地 2,000 m²(収容定員×10 m²)、校舎 3,250 m²を十分に充たしている。このほか、運動場は屋内体育館 1,159 m²と屋外運動場 11,475 m²を同一法人内で共用している。

障がい者への対応は、現在該当する学生はいないが、一部に障害者用トイレを設置、学園内の玄関にスロープが設置されている。

授業を行うことのできる教室は、講義室 5、演習室 4、実験室 1、実習室 3、OA 機器演習室 1、音楽室 1、ピアノ練習室 11 等があり、設置基準や養成施設等の基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備・活用されている。

講義室と演習室には、プロジェクター、スクリーン、AV 機器等を整備している。OA 機器演習室には、学生用 PC を 34 台設置し、5 年毎に最新機種に更新している(平成 25 年度更新)。また、授業以外の時間を学生が自主学習できるよう貸出用ノート PC30 台を設置、少人数授業での活用も可能としている。

附属図書館

蔵書の現状、利用状況

平成 26 年 5 月 1 日現在の蔵書数は 40,590 冊(和書 38,151 冊・洋書 1,983 冊・AV 資料 456 点)、所蔵学術雑誌 101 種(うち平成 25 年度に購入した学術雑誌は 64 種)である。図書購入予算(平成 26 年度)は、新聞・雑誌購入費を含めて 2,438 千円で学生一人あたり経費は 12 千円となっている。図書、学術雑誌、視聴覚資料について、本学の教育・研究において必要な範囲を配備している。

百科事典、専門事典、辞書、ハンドブック、法規集、統計書、白書、年鑑文献目録などを参考図書として、一般図書とは別に配架している。図書館・情報学、食物栄養、保育・幼児教育などの専門図書についてはバランス良く更新されるよう、各科目の担当教員に選書への協力を依頼し整備している。一般教養的な図書については、利用者(おもに学生)からのリクエストや、学生図書委員会「ライブラリアン」や「資料整理アシスタント」の学生が書店で直接選んだ図書を中心に購入している。選書規程の原案作成に着手しており、現在検討中である。

除籍規程で該当図書を非現用図書に移行し、専門学校釧路ケアカレッジおよび旧情報処理専門学校校舎を蔵書収蔵スペースとして、資料を一時保存している。「開学 50 年記念メモリアルアーカイブ」の整備に着手し、本学生涯教育センターより編集・発行した出版物を所蔵している。

懸案事項であった図書館管理システム、蔵書検索システムを整備し、平成 24 年 7 月より供用開始した。インターネットの本学図書館ホームページからの蔵書検索が可能になり、利用者の利便性が向上した。

利用状況については平成 23 年度・24 年度は 2 年連続で、学生への貸出冊数が 4,000 冊を越えた。学生 1 人あたりの貸出冊数は、平成 23 年度 19.6 冊、平成 24 年度 21.2 冊、平成 25 年度 18.7 冊で推移している。なお昭和 61 年 6 月に地域開放を開始して以来、地域住民への貸

出冊数が初めて1,000冊を越えた(平成24年度)。

平成24年3月末には図書館入口に「入館者カウンター」を設置して、入館者数の記録を開始した。平成24年度の年間入館者数は32,620人、平成25年度は27,938人であった。

図書館利用教育の拡充

入学時の全学的なオリエンテーションプログラムの中に時間を確保して、1年生を対象として学科ごとに図書館を会場に、図書館オリエンテーション(ガイダンス)を実施している。1年次にはさらに学科・専攻授業中の1コマを利用して、図書館職員が「文献探索講座」を行っている。各教員の理解・協力を得ることにより、平成24年から新しく食物栄養専攻の授業においても講座が始まった。それぞれ実施科目名は異なるが、生活科学専攻、食物栄養専攻、幼児教育学科と全学科・専攻に広がり、図書館利用教育の機会拡充を図ることができた。

学内外への情報発信

平成24年9月に図書館ホームページをリニューアルした。トップページに開館日カレンダー、蔵書検索機能を追加した。また利用者向けの簡単なお知らせ欄を設定し、月1回程度更新している。

学生を含め地域への情報発信として、市民向け公開講座に取り組んでいる。

平成24年度

・公開講座「図書館資料で巡る地域セミナー・高島町長の人と施策」(全3回)平成24年6月2日、6月9日、6月30日 参加者(延べ)65人

第1回「高島町長と標茶町史1」 講師：佐藤宥紹教授(本学附属図書館長)

第2回「高島町長と標茶町史2」 講師：橋本勲氏(標茶町元総務部長)

第3回「エクステンションツアーin 標茶」

講師：佐藤宥紹教授(本学附属図書館長)、橋本勲氏(標茶町元総務部長)

※第3回は実地見学 生涯教育センター「道東文化塾」の受講生も参加

・公開講座「原典を読む・はじめて読む新約聖書」平成24年11月27日 参加者 14人

講師：田村毅朗氏(日本基督教団春採教会・牧師)

平成25年度

・公開講座「図書館資料で巡る地域セミナー・釧路川、紀行と文学」(全2回)平成25年6月1日、6月29日 参加者(延べ)56人

第1回 講師：佐藤宥紹教授(本学附属図書館長)

第2回 講師：松橋秀和氏(弟子屈町図書館業務係長)、佐藤宥紹教授(本学附属図書館長)

※第2回は実地見学 生涯教育センター「道東文化塾」の受講生も参加

・公開講座「原典を読む・はじめて読む新約聖書」(第2期)(全2回)平成25年5月21日、6月25日 参加者(延べ)21人

講師：田村毅朗氏(日本基督教団春採教会・牧師)

・公開講座「モシリヤが良かった時代ー域外集客の可能性は、ないのか!!ー」(道東文化塾2013プチ講座)平成25年11月16日 参加者 29人

パネリスト：渡辺武郎氏(釧路城山商店街振興組合・理事長)

パネリスト：大島研志氏(洲崎町なつかし館「蔵」を再生させる会・事務局長)

コーディネーター：杉本龍紀教授(本学生活科学科・学科長)

※「地域学・地域史」ゼミ生も参加

生涯教育センター

《公開講座の開設と実施》

平成 24 年度は主催講座 7 種 9 講座(24 コマ)、平成 25 年度は主催講座 6 種 8 講座(31 コマ)を実施した。

平成 24 年度では延べ 1,351 人の参加(本学生参加は 4.5%)があり、平成 25 年度中に延べ 524 人の参加(本学生参加は 36.5%)となっている。

またリカレント教育を両学科でそれぞれ開設し、平成 24 年度は 3 講座(6 コマ)延べ 230 人(本学卒業生参加は 41.7%)、25 年度は 3 講座(5 コマ)延べ 123 人(本学卒業生参加は 34.1%)の参加を数えている。「卒業生にメッセージを送りつづける短期大学」として、学科・専攻の専門職に対して各種の講座を実現している。

なお平成 19 年度より生涯教育センターが共催してきた音楽ゼミ生が企画・出演する「こどものためのオペレッタ」は、ゼミ担当の教員の転出にともない平成 24 年度の講演で一旦区切りをつけることとなった。

平成 25 年度からはリメディアル教育に該当するイブニング講座「英文法初級演習」(15 コマ)を新たに開設し、学内の在籍学生延べ 165 人が受講した。

《地域の生涯教育の研究》

附属図書館の蔵書形成とむすびつけながら、生涯教育プログラムを開発中である。釧路市と「連携協力に関する協定」を締結し、専任のセンター職員が配置された地域連携室(教務・学生課)が中心となって進めている講座もあるが、附属図書館でも生涯教育センター業務の一部を担っている。今後の展開を踏まえ、地域の生涯学習に積極的な大学・短期大学の事例を研究する。

生涯教育センターの創設から長く続いてきた標茶町との提携についても、『標茶町との提携を中心とした 釧路短期大学生涯教育年報』にまとめている。

特記事項

附属図書館職員は図書館、生涯教育センター業務を行い、1 名は非常勤講師として司書科目を担当、そのほか入試委員会、自己点検評価委員会に各 1 名ずつ配置されており、業務範囲は徐々に拡大されている。

(b) 課題

校地、校舎、施設設備

校舎については、耐震診断を実施し、中長期的な整備計画に基づく活用が必要である。

また、演習授業や少人数授業に対応する教室が不足気味である。障がい者に対する配慮は、これまで入学者の障がいの状況に応じて対応してきたが、今後、地域に開かれた短期大学として学生や来訪者(科目等履修、公開講座、地域開放活動など)の受け入れに備え、エレベーターや昇降機などの学園内設置の是非も検討したい。

図書館設備、蔵書の更新

平成 26 年度下期に選書規程の整備をめざす。専門課程の必要な最新の資料については、計画的な更新がされていく方策を整理し明確化し、館長、図書館職員、図書委員の教員で認識を共有していく。施設・設備の本格的なリニューアルの必要性は言うまでもない。館内の資料配置を見直しつつ、図書館の中期的な将来目標・将来構想に着手していく。

図書館利用の拡充

中期的なサービス目標を構築するため、利用者アンケートの実施を検討する。学生がインターネットの利用だけではなく、雑誌や図書などの印刷媒体も利用して調べる作業や学ぶ作業をすること、あるいは読書していく環境をさらに整える方策が必要と思われる。

学生図書委員会ライブラリアン、資料整理アシスタントの活動については、図書館ボランティアとして、図書館の広報活動や資料整理で着実に活動を積み重ねてきた。教育課程、地域貢献、社会人への準備との教育的視点から、活動をさらに充実し今後の展開を考えたい。

また隣接する専門学校釧路ケアカレッジ学生の図書館利用の推進について、検討してきたが、具体的に進めていく。

学内外への情報発信

収集を継続してきた釧路・根室管内の石炭・港湾関係をはじめとする地域資料は、学生の専門教育や市民向け公開講座の内容に反映されている。資料の付加価値を高めていく方法をさらに検討したい。平成26年度は学園創立50周年を迎えることになる。『釧路短期大学紀要』、『図書館報』、『図書館情報誌エスキース』の編集・発行は50周年を記念した特別号として発行する方向で計画していく。

生涯教育センター

「生涯教育センター規程」を改定し地域連携室業務の移管を行い、学科・専攻の提案力が必要な講座は教務・学生課に移管した。そのことにより生涯教育センター全般について、講座が増加し、運営が多様化したように思われる。懸案であった生涯教育センターの専任職員を教務・学生課に配置して1年が経過する。改めて現行の短期大学スタッフで継続可能な教育と研究の「地域貢献」「地域連携」について議論を深め、センター事業全体を通しての振り返りと理論整理が必要である。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている】

(a) 現状

経理規則、固定資産および物品管理規程、資産運用規定など財務諸規程、校舎等管理規則が整備され、規程に基づいて施設、設備の維持管理を行っている。

火災・地震対策・防犯対策は、「消防計画規程」を整備し、火災報知器、屋内消火栓・消火器等を備え、防災、電気、水道等の設備については定期点検を行っている。学生や教職員への避難訓練は年1回実施し、地震、火災を想定した消火訓練も行っている。防犯対策は、休日、夜間について警備員を配置して外来者の確認、巡回を行っている。また、キャンパス各所に防犯カメラを設置し、監視を行っている。学生には、学生委員会主催による護身術等の防犯講座を行っている。

情報システムの安全対策は、「情報機器および情報保護に関する内規」「情報機器および情報保護に関するマニュアル」に基づき、対策を行っている。平成24年度には、学園内のネットワークとその接続機器について適正な運用と保守管理を行うためにIT技術管理委員会が組織された。また、基本方針として、教職員の使用する機器およびデータについて、個人や各組織の責任者もある程度の保守管理ができるよう、各部署の技術担当者が助言・指導を行っている。

省エネ等の対策は、廊下や教室、暖房器具の節電アナウンス、センサーライトの設置に

よる夜間の安全と節電対策を行っている。また、地球温暖化防止、域内循環のために釧路市が推奨する地元カラマツ間伐材を備品に取り入れ、学生への保全意識の啓発を行っている(ふるさとの森が育む学びの環境整備事業への協力)。また、学生による「キャンパス環境ネットワーク」では、ゴミ分別の学生による掲示やリサイクル工場見学等が活動の一環となっている。さらに、5年前より学生と企業の連携で販売している商品「咲くサクッキー」の売り上げの一部を釧路湿原自然再生協議会に寄付し、自然再生に寄与する姿勢が受け継がれてきた。

(b) 課題

施設設備の維持管理は、今後、「中長期計画」に基づく補修・管理を進めたい。

災害時の対応については、教職員の行動マニュアルの整備や、学生の防災教育の充実をはかりたい。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、IT技術管理委員会が中心となって対策をとっているが、教職員への講習を今後も継続し、学内全体の意識醸成とスキルアップをはかる必要がある。

○ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

1. 本学は、車いすの障がい者が利用しにくい施設となっている。これを解消する対策を検討する。
2. (附属図書館)選書規程の原案作成に着手し検討していく。
3. (附属図書館)蔵書収蔵スペースの拡充に努力し、「開学50年記念メモリアルアーカイブ」の整備を一層進めていく。
4. (附属図書館)中期的なサービス目標を構築するため、利用者アンケートの実施を検討する。
5. (附属図書館)学生図書委員会ライブラリアン、資料整理アシスタントの活動について、地域と結びつく活動を検討していく。
6. (附属図書館)図書館利用の推進について、利用者層を広げる新たな広報活動を展開する。
7. 『釧路短期大学紀要』、『図書館報』、『図書館情報誌エスキース』の編集・発行の充実を図り、平成26年度に創立50周年を記念した特別号として発行する方向で計画していく。
8. 生涯教育センターにおいて従来展開してきた事業を振り返り、今後の中期的方針を構築していく。
9. 施設設備の維持管理について、「中長期計画」に基づく補修・管理を行う。
10. 災害時の対応について、教職員の行動マニュアル作成を検討する。
11. コンピュータシステムのセキュリティ対策について、端末を使用する教職員がある程度の保守管理ができるよう、意識醸成とスキルアップをはかる。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために必要な技術的資源を整備している]

(a) 現状

授業効果を高めるために一般教室にプロジェクター、スクリーン、ビデオプレーヤー、DVD プレーヤー等の機器を設置、実験・実習室、練習室等には必要な什器等を整備している。

学生の情報教育は主に OA 機器演習室で行われている。ソフトウェアは、各学科で使用するものを情報教育担当の教員が集約、協議してインストールしている。授業は小グループ制や必要に応じて補助要員を配置して学習効率をはかっている。

また、学生は OA 機器演習室が空いている時間帯は、PC を自由に使うことができる。各端末は LAN 接続され、いくつかの科目および情報関係科目においては、学内ホームページを作成して演習の予定、資料の配付、定期試験の過去問題の公表、学生への連絡、レポート提出やその評価などをホームページ上で行うことができる。希望する学生には、メールアドレスを配布し、学生専用ファイルサーバーを自由に使うことができるようにしている。また、学内で自主学習の機会が増えるよう無線 LAN を設置し、ノート PC の貸与を開始した。必要に応じ、スタッフのサポートが受けられるようにしている。

教職員への技術支援は、平成 24 年度より教員および職員の代表で構成される緑ケ岡学園 IT 技術管理委員会が中心となって行われている。PC は全研究室・事務部門・図書館の各自に配置されている。学内データは LAN 接続でファイルサーバーを通して共有され、業務効率を上げた。さらに、グループウェアも業務の情報共有に役立っている。

学生、教職員の端末の更新は、5 年ごと(平成 25 年更新)に計画的に実施している。

(b) 課題

学習成果を獲得させるための技術的資源の整備は、教職員への意識啓蒙と情報技術のスキルアップにかかる部分が多い。特に、学内の情報資源の整備・利活用の必要性を FD・SD 研修などで共有し、学習効果の向上をはかりたい。

○ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

1. 現在、教育研究活動やその支援に足る内容のコンピュータ関連機器、ICT 基盤、マルチメディア機器、備品類はある程度揃っている。今後、利活用促進のための整備を行う。
2. 平成 25 年度末に無線 LAN を設置したことにより、一般教室やラーニングcommonsでの学習にも幅広くネットワークを活用できるようになった。コンピュータシステムの適切な保守・管理、インフラストラクチャー(LAN 配線等)の整備、計画的な機器・備品の更新について、今後も定期的な見直しを進める。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している]

(a) 現状

学校法人の資金収支は経常収支差額が減少傾向ではあるがプラスで推移しており自己資金が年々増加している。また借入金返済は計画通りであり負債は減少している。消費収支は平成 24・25 年度と消費収支比率がマイナス(帰属収支比率は平成 24 年度マイナス)と今後赤字解消対策が必要な水準へ低落傾向となっている。

この大きな要因は学園全体の学生・生徒・園児数が年々減少し、学校法人の主たる収入財源である学納金収入が減少してきていることにある。貸借対照表は資産の部で流動資産が年々増加、負債の部で固定負債が年々減少し、自己資金が外部負債を上回る状況へと良好に推移している。短期大学の消費収支は高等学校とともに継続的に収入超過であり、また借入金の償還も平成 25 年度で終了し今後の運営に問題はない。退職給与引当金は毎年度再計算し貸借対照表負債の部に、対応する退職給与引当特定預金を資産の部に明記している。資産の運用は安全性を重視し資産運用規程に基づき行っている。

学校の教育研究活動の目安となる教育研究経費比率(教育研究経費/帰属収入)は学校法人全体では 24%前後で推移している。短期大学は平成 23 年度 23.5%、24 年度 17.9%、25 年度 19.5%となっている。24 年度は私立大学退職金財団受入 62,477 千円、設備費国庫補助金収入 1,798 千円、25 年度は私立大学退職金財団受入 1,842 千円、設備費国庫補助金収入 18,635 千円と通常年度にはない収入が多く帰属収入に含まれており、これを補正した短期大学の教育研究経費比率は平成 24 年度 22.3%、25 年度 21.0%となる。ちなみに資金収支における短期大学の還元率(教育研究経費+教育用設備関係支出)/学納金収入)は平成 23 年度 29.9%、24 年度 26.8%、25 年度 42.4%となっている。短期大学の教育用固定資産(施設設備、備品、図書)への支出は、平成 25 年度(33,600 千円)を除き、図書は毎年 2,500 千円、合計で 3,000~6,000 千円の範囲で推移している。

定員充足率は短期大学では全国・全道平均を上回っており、学校運営上も問題はない。他の学校が全道平均を下回っているため学校法人全体では平成 23 年度の 75%をピークに充足率が下がってきているがキャッシュフローで資金ショート心配はない。

(b) 課題

平成 24・25 年度の 2 年間について消費収支が支出超過となっており改善の努力が必要である。原因は学校法人の主たる収入財源である学生生徒納付金の減少、つまり学生・生徒・園児数の減少であるので、このことへの対応策が現在最も大きな課題である。

学校法人の財務状況は固定資産・有形固定資産の比率が減少し、退職給与引当金特定預金を積み増しており、その他の固定資産が増加、また流動資産も増加している。負債は計画通りの返済をしており年々減少し、総負債比率は普通の状況にあり、全体としては良好な状態だが、今後耐震、老朽化へ対応するため施設、設備、備品関係への支出が見込まれ、資金調達の必要性がある。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している]

(a) 現状

短期大学は施設設備、教員確保の難しさを考えると学科新設ではなく現行2学科、地域密着型で内容の充実を図り定員を維持する方向である。現在入学者の90%前後が釧路市及び釧路管内からであり地域密着型の特徴が出ているが、隣接する根室管内、網走管内、十勝管内、特に同種の教育機関のない根室、網走管内からの入学者が少ない。

平成26年度に学生・生徒・園児の募集目標と対策、学納金の改正、教職員数、施設設備の改修計画を含む学校法人全体の5ヶ年(平成26~30年度)の経営改善計画を策定する予定である。なお、消費税の改正により経費負担が増加するため平成27年度に納付金を6年ぶりに改正、耐震診断は同じく27年度に予定している。短期大学は設置基準、養成施設の基準があるため学科により教職員の配置人数、財務状況は異なるが全体としては良好である。

財務情報は平成21年度からの経営改善計画中に給与の一部削減を実施していることから計算書類をはじめ理事会議事録、評議員会議事録、所属長会議議事録等各学校長を通じて教職員に公開している。

(b) 課題

入学定員の確保による学納金収入の増収及び今後の施設設備整備計画の策定。

○ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

1. 当分の間は卒業生数を上回る入学者数を確保し学生生徒総数の増加を図っていく。その間に各学校で魅力ある学校造りと外部への発信、募集対策の強化、出口対策等を講じ新たな入学者層の開拓を進める。その過程の中で将来性を視野に入れた改革を行っていく。
2. 法人は長期の施設設備整備計画および資金計画を作成し資金の蓄積、運用、資金調達と施設整備を図っていく。

● 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

1. 研究費等の支給規程を平成26年度中に整備する。
2. FD活動に係る規程を平成26年度中に整備する。
3. SDを推進するための組織規程を教務委員会と検討し、平成26年度中に制定する。
4. 70才を超えた教員について健康状態を勘案しながら順次退職年度の計画と担当科目、年齢構成、財務状況を考慮し採用計画を作成する。
5. 車いす利用者に対する施設整備は、平成27年度の校舎の耐震調査を視野に入れ検討する。なお、それとは別に車いす階段昇降機導入の可能性を平成26年12月までに探る。
7. (附属図書館)平成26年度下期に選書規程の整備をめざす。

8. (附属図書館)平成 26 年度中に利用者アンケートを実施する。
9. 平成 26 年度中に『釧路短期大学紀要』、『図書館報』、『図書館情報誌エスキース』を創立 50 周年記念号として発行する。
10. 中長期計画に基づき、校舎の耐震診断を平成 27 年度内に実施する。
11. コンピュータシステムのセキュリティ対策について、今後も IT 技術管理委員会を中心とした対策をとるが、各端末の管理について技術担当者が年 1 回以上、教職員に必要な講習を行う。
12. 機器・備品の使用管理について、平成 26 年 7 月までに貸出し管理体制の整備をはじめ、一部備品の多いスペース(308)について、平成 26 年 10 月までに備品の整備・格納方法を定める/インタラクティブ・プロジェクターなど新機種導入に伴う使用説明会を平成 26 年度前期までに実施する。また、更なる教育の情報化や技術革新を鑑み、必要に応じて資源活用のための講習機会を持つ。
14. 学内全体のコンピュータシステムの適切な保守・管理を 5 年毎に見直す(次回は平成 30 年)。貸出し用ノートパソコンについても同様とする。
15. 短期大学は入学定員充足率が学科・専攻により差異があり、また年度により変動はあるが比較的安定している。資格取得と出口対策を進めて学生、保護者、地域の信頼と評価を得ることで定員確保を図っていく。
16. 学校法人全体の 5 ヶ年(平成 26～30 年度)の経営改善計画を策定し、その中に施設設備整備計画、資金調達計画を組み込む。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

(1)「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の現状と課題の概要

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的などを踏まえて、短期大学の運営はもとより、当該学校法人の運営全般にに対して、常務理事との協議や所属長会議等のコンセンサスに留意しながらリーダーシップを発揮し、学園全体の発展に寄与している。理事長は、寄付行為に基づいて、理事会の議長を務め、学校法人「緑ヶ岡学園」を代表として法人業務を総理している。しかし、今後人口減少・少子化の進展により、経営が困難に陥ることもあり、法人の健全な経営と教学を存続させるには、学園の直面する課題について、教職員に情報公開し、意識を共有しながら、二回目の経営改善5ヵ年計画(平成26年から30年)を作成する必要がある。また、理事会の責務と権限を活かしながら、所属長会議をより活性化させ、管理運営にあたることである。

理事会は、理事長のリーダーシップの下、私立学校法、学校教育法、短大設置基準等に基づき、適切な対応が図られ、学校法人、学園の管理運営体制が確立されている。法人は、私立学校法に定めることに基づいて、短大を含め各所属校の事業計画や財務状況をホームページで公開し、さらに短大では、学校教育法施行規則等に基づく種々の教育情報や自主的に刊行物や規定などを積極的に公表している。

学長は、建学の精神や教育理念を確認制定の当事者として十分な理解をもち、大学の教育研究の充実、管理運営にあたっている。また理事長を兼ねて6年、短大教員として40年余りになる教育研究の経歴を持ち、「釧路短期大学学長候補者選考規則」により学長に選出され、理事会の承認を得て10年に至っている。さらに日本私立短期大学協会役員、短大基準協会評議員等、全国的な要職について大学教育・行政の幅広い識見もあり、経営と教学とのバランスを重視した管理運営をしている。

学科長などの管理職や教授会、各常設委員会などの教学運営組織では、学長のリーダーシップのもと、建学の精神や教育理念に基づき、学習成果を明確化するための三つの方針「学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ」を公表、実践し、短期大学教育の充実・向上を図っている。

課題は、さらに学習成果を上げるために、その三つの方針に基づいて教学運営体制の充実を確立することである。また、本学は、学長が理事長を兼務しているので、将来の多種にわたる大学行政・管理運営をスムーズに展開していくには、その役割を各委員会などに分掌するなど教学体制を確立することである。

監事は、学園寄付行為により学園全体について業務・財産状況監査を行い、毎会計年度監査報告書を作成し理事会評議委員会に提出している。理事会、評議員会に必ず出席し、経営の健全化について必要に応じて意見を述べている。また監査法人の決算監査実施に合わせて毎年公認会計士との情報交換を行っている。

課題としては、監事による監査は、4月の現金監査、5月の決算監査、10月の中間監査の年3回であるが、文部科学省所管法人として回数が少ないのか調査検討が必要である。

評議委員会は、寄付行為に基づき理事会の諮問機関として学園の健全な運営のため適切に開催されている。評議員は、21名(1号評議員7名、2号評議員4名、3号評議員10名)

で構成され、欠員が出た場合も理事総数(7名)の2倍を超えるように選任している。

また、極力出席を求めているが、欠席する評議員については、議案事項について書面をもって賛否の意思を確認し、適切に機能を果たしている。課題は、理事・監事については私学に係る最新情勢の研修会などで情報を得る機会があるが、とくに学外評議員については、情報を得る機会が少ない。

学校法人及び短期大学は、策定した学園の経営改善5ヵ年計画(平成21年度から25年度)に基づき、毎年度の事業計画と予算を関係部門と入試状況やヒアリングから基本方針、意向を踏まえて予算案を作成、所属長会議を経て、3月開催の評議員会、理事会で決定し、それ以後速やかに関係部門に通知指示して適正な予算執行にあたっている。

また常に私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金及び特定公益法人の寄付金の募集をしており、特に平成23年度から25年度までは学園創立50周年事業にむけて教育振興寄付金の募集を行った。

学園の財務状況については資金収支月報及び月末資金残高(日計表)の状況について経理課長より常務理事、理事長に報告がなされている。

課題としては、上記に指摘している平成26年度から後の経営改善計画を策定するにあたり、多額の資金を要する耐震改修工事費予算も考慮する。

(2)「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の改善計画の概要

- ・理事長は、短大を含む学校法人の健全な経営と教学を存続させるため、前年に引き続き経営改善5ヵ年計画(平成26年度から30年度)の作成の指示をする。
- ・理事会の責務と権限を活かし、所属長会議を通して、役員、管理職、教職員一体となって課題に対処するようリーダーシップを発揮する。
- ・学長は、定員を満たしていない学科などもあり、建学の精神と三つの教育理念を踏まえ、各学科・専攻の教育方針、学位授与の方針に基づいて、さらに学習成果を上げる教育研究活動を検討確立する。
- ・学長は理事長も兼務しているため、大学行政・管理運営をスムーズに展開していくには役割を各委員会などに分掌するなど、学長を補佐する教学体制を検討する。
- ・監事による監査は、年3回であるが、その実施回数について検討する。
- ・評議員に私学に関する最新情報の発信を検討する。
- ・予算上に耐震改修工事費算定する。

(3)「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の行動計画の概要

- ・理事長は、短大を含む学校法人の健全な経営と教学を存続させるため、経営改善5ヵ年計画(平成26年度から30年度)の作成を行う。記述内容は、改善項目、担当部署、実施予定年度、改善内容、そして実施した項目に対しては、年度ごと評価をし、情報は全教職員へ公開をする。
- ・従来以上に理事会の責務と権限を活かし、所属長会議を通して役員、管理職、教職員一体となって課題に対処するようリーダーシップを発揮し、実施継続する。
- ・学長は、建学の精神と三つの教育理念を踏まえ、各学科専攻の教育方針、学位授与の方針に基づいて、学習成果を上げる教育研究活動を推進、継続する。

- ・学長は理事長も兼務しているため、学長を補佐する教学体制を検討し、その構築を目指す。
- ・監事による監査の実施回数について、本法人と同程度の規模、学校構成の法人を調査し検討する。
- ・評議員に私学に係る最新情報を発信する。
- ・耐震改修工事費の算定のため、まず耐震診断をし、その結果を基に耐震工事費見積、資金調達の計画を立てる

【テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している】

(a) 現状

理事長は、平成 21 年 4 月理事会の要請により短期大学学長(6 年目)を兼ねて就任した。当時学園の経営状況は厳しく、抜本的な改善に向け、各部門中核的な教職員を委員に選任・委嘱をし「経営改善 5 年計画(平成 21 年度から 25 年度)」を策定した。理事会は、その計画を完遂することを新理事長に託した。25 年度は、計画の最終年度であるが、途中 2 年間は学生・生徒の減少により黒字にできなかった(計画よりは好転)が、3 年帰属収支差額が黒字となり次年度繰越金も計画を上回る実績を残した。

これらの取り組みに当たり、最終的な意思決定を行うことが求められる理事長は、学園内のコンセンサスに留意し、リーダーシップと常務理事らと協議を経ながら経営手腕を発揮し、学園の経営改善に寄与している。また学長としても平成 18 年度から日本私立短期大学協会北海道支部の監事、平成 22 年度日本私立短期大学協会理事、次年から常任理事、短大基準協会評議員などを歴任し、大学教育行政にも深い見識を有しており、経営と教学のバランスを保持しながら、学校法人、学園全体の運営業務を総理している。

当然、平成 15 年度に理事長と各所属長との会議において、建学の精神を「愛と奉仕」とすることを確認した当事者として、建学の精神に基づいた教育理念、教育方針などを十分に理解しており、学園広報誌、各所属校の入学式などの公式行事の挨拶に必ず加えている。

理事長は、学校法人「緑ヶ岡学園」を代表し、寄附行為第 16 条第 7 項によって理事会の議長となり、法人業務を総理している(同第 11 条)。

理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算を作成して監事に監査を受け、理事会の議決を経た決算および事業の実績(貸借対照表、収支計算書および事業報告書)を評議員会に報告し、意見を伺っている(同第 34,35 条)。なお、決算書については、独立監査法人の監査を経ている。

理事長が招集する理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営され、同第 16 条第 2 項の規定に基づき学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長および理事会は、短期大学の発展のためや学園運営・経営に必要な情報収集を積極的に行い(日本私立短期大学協会主催の理事長協議会や私学福祉研修会等)、短期大学運営に関しても責任があることを認識している。短期大学基準協会の認証評価の結果については、事業計画や予算・決算に反映させるよう努力している。

大学運営の基本である学則、規則等の改正や理事会の承認が必要とされる案件(人事等)

については、理事会で審議を経て決定し、整備をしている。またその他大学運営に係る細かい事項も適宜報告されている。

理事は、建学の精神「愛と奉仕」を深く理解し、学園の健全な経営を担う学識および見識を有している。法人の役員は、私立学校法第 38 条(役員を選任)の規定に基づいて寄附行為第 5 条(役員)が定められ、理事 7 人以上 10 人以内、監事 2 人が置かれ、理事のうち 1 人を理事長、1 人を常任理事として選任し、法人の代表権を有している。理事の選任(寄附行為第 6 条)は、釧路短期大学長および武修館高等学校長が理事として定められ、また評議員の内から、評議員会において選任された 2 人以上 4 人以内の者、学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人以上 4 人以内としている。現在は、1 号理事 2 名、2 号理事 2 名、3 号理事 3 名、計 7 名である。

役員解任および退任については、寄附行為第 10 条第 1 項(解任)、同条第 2 項には、任期の満了、辞任のほか、第 3 号で学校教育法第 9 条各号(欠格条項)に掲げる事由を準用し、該当するに至ったとき、退任することが規定されている。

学校法人緑ヶ岡学園における情報開示は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づいて、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録および監事の監査報告書を法人事務局と短大教務・学生課に備え付けている。また学園のホームページに財務情報として公開している。短大では、ホームページに学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報の公開のうち、財務の情報として公開しており、その他短大として自主的に任意な情報、刊行物等も積極的に公表している。

理事会の開催状況は次の表のとおりである。

開催年月日	主 な 議 案	出席者数	定 数
平成24年 5月28日	1. 平成23年度収支決算・監査報告について 2. 平成23年度事業報告について 3. 任期満了に伴う理事の選任について 4. 任期満了に伴う評議員の推薦及び選任について	8 名	8 名
平成24年 5月31日	1. 理事長の選任について 2. 常務理事の選任について	7 名	7 名
平成24年11月27日	1. 平成24年度補正予算について 2. 緑ヶ岡学園寄附行為の一部改正について 3. 緑ヶ岡学園就業規則の一部改正について 4. 武修館高等学校授業料軽減実施規程の一部改正及び武修館高等学校授業料軽減特例措置実施規程の制定について 5. 特定公益法人への個人からの寄付に関する税法上の優遇措置の申請について	6 名	7 名
平成25年 3月26日	1. 平成25年度事業計画について 2. 平成25年度予算について 3. 学園内人事について 4. 釧路短期大学学則の一部改正について 5. 学園内奨学生の決定について	5 名	7 名
平成25年 5月28日	1. 平成24年度収支決算・監査報告について 2. 平成24年度事業報告について 3. 評議員の選任について 4. 経営改善計画の実施結果中間報告について	7 名	7 名
平成25年11月27日	1. 平成25年度補正予算について	6 名	7 名
平成26年 3月24日	1. 平成25年度補正予算について 2. 平成26年度事業計画について 3. 平成26年度予算について 4. 学園内人事について 5. 学則の一部改正について 6. 学園内奨学生の決定について	5 名	7 名

評議員会の開催状況は次の表のとおりである。

開催年月日	主 な 議 案	出席者数	定 数
平成24年 5月28日	1. 任期満了に伴う評議員の選任について 2. 平成23年度収支決算・監査報告について 3. 平成23年度事業報告について 3. 任期満了に伴う理事・監事の選任について	15名	22名
平成24年11月27日	1. 平成24年度補正予算について 2. 緑ヶ岡学園寄附行為の一部改正について 3. 緑ヶ岡学園就業規則の一部改正について 4. 武修館高等学校授業料軽減実施規程の一部改正及び武修館高等学校授業料軽減特例措置実施規程の制定について 5. 特定公益法人への個人からの寄付に関する税法上の優遇措置の申請について	16名	22名
平成25年 3月26日	1. 平成25年度事業計画について 2. 平成25年度予算について	15名	21名
平成25年 5月28日	1. 平成24年度収支決算・監査報告について 2. 平成24年度事業報告について 3. 評議員の変更について 4. 経営改善計画の実施結果中間報告について	16名	21名
平成25年11月27日	1. 平成25年度補正予算について	19名	21名
平成26年 3月24日	1. 平成25年度補正予算について 2. 平成26年度事業計画について 3. 平成26年度予算について	15名	21名

緑ヶ岡学園は、学校法人および短期大学等の管理運営の総合的かつ効率的遂行を図るため、所属長会議を設置している(学校法人緑ヶ岡学園所属長会議規則)。

所属長会議は、毎月一度、理事長が定例に招集開催し、学園各所属校の管理運営、理事会・評議員会に付議する事項、職員団体などに関する事項等を審議する場として、また理事長からの連絡、指示をする場として活用している。構成員は、各職場の所属長、管理職が中心で常務理事、短大学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長、専門学校長、法人事務局長および短大教務・学生課長、法人庶務課長、経理課長、企画室長であり、事務所管は法人事務局庶務課である。

所属長会議の開催状況は次の表のとおりである。

開催年月日	主 な 議 案	出席者数	定 数
平成24年 4月24日	1. 平成23年度決算について 2. 創立50周年記念事業計画の策定について 3. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成24年 5月18日	1. 平成23年度決算について 2. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成24年 6月22日	1. 経営改善計画の推進について 2. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成24年 7月20日	1. 勤務時間の変更について 2. 交通事故等審査基準(内規)の制定及び懲罰委員会の開催について 3. 各所属からの業務報告について	5名	8名
平成24年 8月24日	1. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成24年 9月18日	1. 入学願書の取り扱いについて 2. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成24年10月19日	1. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成24年11月20日	1. 平成24年度補正予算について 2. 寄付行為の一部改正について 3. 就業規則の一部改正について 4. 特定公益法人への個人からの寄付に関する税法上の優遇措置の申請について 5. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成24年12月14日	1. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成25年 1月18日	1. IT管理組織の構成メンバーについて 2. 平成25年度予算編成について 3. 経営改善計画実施管理表の点検について 4. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成25年 2月20日	1. 平成25年度予算について 2. 理事会提出議案について 3. 昇給辞令の様式変更について 4. 消費税増額に伴う授業料の改定について 5. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成25年 3月14日	1. 平成25年度予算について 2. 理事会提出議案について 4. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成25年 4月26日	1. 経営改善計画の改善状況について 2. 50周年記念事業の役割分担について 3. 各所属からの業務報告について	6名	8名
平成25年 5月17日	1. 平成24年度収支決算について 2. 各所属からの業務報告について	6名	8名
平成25年 6月14日	1. 新経営改善計画の策定について 2. 各所属からの業務報告について	6名	8名
平成25年 7月24日	1. 各所属からの業務報告について	6名	8名
平成25年 8月20日	1. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成25年 9月18日	1. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成25年10月18日	1. 各所属からの業務報告について	5名	8名
平成25年11月26日	1. 平成25年度補正予算について 2. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成25年12月24日	1. 各所属からの業務報告について	8名	8名
平成26年 1月22日	1. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成26年 2月13日	1. 理事会提出議案について 2. 各所属からの業務報告について	7名	8名
平成26年 3月18日	1. 平成25年度補正予算について 2. 平成26年度予算について 3. 理事会提出議案について 4. 各所属からの業務報告について	8名	8名

(b) 課題

理事長は、建学の精神に基づき短期大学を始め、各所属校の経営責任を果たしており、理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等に基づき、適切な対応をしている。また理事長は、学長であることから、教学に対しても連携がとられ、バランスをとりながら管理運営を行っている。しかし、今後さらに人口減少・少子化の進展が進み、経営が困難な状況に至ることもある。法人の健全な経営と教

学を存続させるためには、学園が直面する課題について、教職員に情報を公開し、意識を統一しながら行う必要がある。また理事会の責務と権限機能を活かしながら、所属長会議をより活性化させ、管理運営にあたっていくことである。

○ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長は、短大を含む学校法人の健全な経営と教学を存続させるため、経営改善5か年計画(平成26年度から平成30年度)を前回(平成21年度から平成25年度)に引き続き各所属校ごとに作成を指示する。具体的には、改善項目、担当部署、実施予定年度、改善内容、そして実施した項目に対しては、年度ごとに評価をさせ、教職員に情報公開をする。

理事会の責務と権限を活かしながら、また所属長会議を通して、役員、管理職、教職員一体となって当面の課題に対処するようリーダーシップを発揮する。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している]

(a) 現状

学長は、短期大学などの教員として40年余り教育研究の経歴があり、また「釧路短期大学学長候補者選考規則」により選出後、理事会で承認、選任され、すでに11年間学長として、本学の教学・運営全般にリーダーシップを発揮している。経営面でも学長が理事長(5年)を兼務していることから連携が取れ、建学の精神に基づく学園づくりに責任を持ち取り組み統督している。

また平成23年度より日本私立短期大学協会常任理事、短大基準協会評議員、短大協会北海道支部副支部長などを始めとする短大教育・行政に資する要職についており、幅広い全国的な視野と深い識見を有している。

学長は、入学式の式辞を始め、学生講話、保護者懇談会等の様々な行事や学園広報、学校案内、学生便覧等々において、本学の建学の精神「愛と奉仕」と三つの教育理念について語り、また明記し周知を図っている。

また、学生が修得すべき学習成果の目的である「学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの方針」を学科毎の会議で審議を経て、教授会で決定し、全教員は認識しているが、非常勤講師には、シラバス作成時期と年度初期に開催する非常勤講師懇談会で周知、確認をしている。

月毎の定例教授会は、学則および教授会規則に基づき専任教員全員(教授、准教授、講師)が構成員となり、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会は、原則的に毎月開催し、各学科・専攻、附属機関(生涯教育センター、図書館)、各5つの常設委員会(教務、入試、学生、就職、図書・紀要編集)、教務・学生課から報告事項、審議事項を会議前に提出し、教授会での報告審議を経、その結果の議事録を、学内LAN上で公開している。対象は、事務職員を含みすべての職員である。所管は、教務・学生課である。

学長からの連絡報告事項や要職上の詳細な全国的な情報資料に関しても、学内 LAN 上に全教職員が閲覧できる学長の公開コーナーが設置しており、即時に情報共有ができる体制を整備している。

(b) 課題

建学の精神と三つの教育理念を踏まえ、各学科・専攻の修得すべき学習成果の目的である「学位授与、教育課程編成、入学者受け入れの方針」に基づいて、さらに学習成果を上げる教学運営体制を確立すること。

本学は、学長が理事長を兼務しているので、将来の多種にわたる大学行政・管理運営をスムーズに展開していくには、適当な委員会に分掌して、教学運営体制を確立すること。

○ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

定員を割っている学科などもあり、建学の精神「愛と奉仕」と三つの教育理念を踏まえ、各学科・専攻の教育方針、学位授与の方針に基づいて、さらに学習成果を上げる教育研究活動を確立すること。

学長が理事長を兼務しているので、学長を補佐する教学管理運営体制を検討する。

【テーマ 基準IV-C ガバナンス】

【区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている】

(a) 現状

現在監事は現員 2 名(定員 2 名)で定員数である。監事の業務は学園寄附行為により法人の①業務監査、②財産状況監査、③前記①②について毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出、④前記①②に関して不正行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき文部科学大臣に報告または理事会および評議員会に報告、⑤前記④の報告のため必要があるときは理事長に対して評議員会の招集を請求、⑥前記①②について理事会に出席して意見を述べることとなっている。

監事による監査は 5 月の決算監査、10 月の中間監査が定期実施されている。監査内容は業務監査を主とし、財務監査は学園全体の収支状況と学校別の収支状況および今後の見通し、定期預金等の証書類の確認を行う。監査終了後は毎回監査報告書を作成し交付している。理事会、評議員会には必ず出席、開催の確認、決算理事会における監査報告および他の理事会、評議員会でも必要に応じて意見を述べている。

また監査法人の決算監査実施に合わせ毎年公認会計士との情報交換を行っている。

文部科学省主催の監事研修会へは交代で毎年出席している。

(b) 課題

学園では従来学園監事による監査は 4 月の現金監査(年度末残高の照合)、5 月の決算監査、10 月の中間監査の年 3 回であるが、文部科学省所轄法人として監査実施回数が少ないのではないか。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している]

(a) 現状

現在評議員は1号評議員(法人職員で理事会推薦、評議員会選任)7名、2号評議員(法人の設置する学校の卒業者で25才以上の者、理事会選任)4名、3号評議員(学識経験者、理事会選任)10名の計21名で構成されている。評議員の定数は16名以上22名以内である。評議員会は文部科学省高等教育局私学部参事官の経営改善指導で本人出席率の改善について指摘を受け、定員数の減、交代等を通じて出席率の改善を図りながら、欠員が出た場合でも理事総数の2倍を超えるように選任している。

評議員会では事業計画、予算、借入金、重要な資産の処分、寄附行為の変更、合併、解散の他法人の業務に関する重要事項について理事会の諮問を受け意見を述べ若しくは諮問に答え、また決算については理事会、監事からの報告を受けている。

評議員の任期は2年で再任を妨げない。また解任、退任についてもその事由が寄附行為に規定されている。

(b) 課題

理事、監事については研修会等の案内があり、学外の役員も私学の内容、状況について情報を得る機会があるが、学外の評議員については情報を得る機会が少ない。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している]

(a) 現状

現理事長は平成21年4月に就任、前年度に文部科学省高等教育局私学部参事官から指導を受けた学園の経営改善5ヶ年計画(平成21~25年度)の作成に早速着手した。

計画の作成にあたり各学校の中堅教職員によるチームを作り、各学校からのヒアリングを重ね、指摘された問題点並びに改善策を年度毎計画表に組込み目標を設定した。また将来改善の見込めない専門学校の一部学科の廃止を決定、断行した。

計画の実施に際しては、事前に全教職員を集め学園の現状、改善計画の内容並びに厳しい時期にあるが将来に向けて全員一丸となって頑張っていきたいとの説明をした。

改善計画は順調に進み予定より早期に黒字に回復、自己資金も増加した。しかしながら計画の後半では下降線となっており、改めて平成26~30年へ向けた経営計画を策定する必要性を認識している。

平成24・25年度の学園運営は大枠では経営改善計画に縛られているが、理事長は学長を兼務しており、また日本私立短期大学協会理事として大学教育にも深い見識を有し、経営と教学のバランスを保持しつつ予算を執行し、定例会として毎月開催の所属長会議において各学校長の意見を収集し、また調査を指示する等学園全体の運営業務の円滑化を図り、総理している。

毎年度の事業計画については11月の補正予算理事会時に当年度の状況に鑑み、来年度予算の基本方針を決め、各学校に翌年度事業計画と翌年度予算要求を1月中旬に提出するよう通知。2月に予算ヒアリングを行い、入試状況を考慮し予算案を作成。所属長会議で説

明後3月の評議員会、理事会に提案。可決後経理課から各学校に決定額を連絡(但し入学者数が予定より大きく減少した場合は一部執行延期)。

監査法人の会計監査において学納金等学校会計で処理している以外で保護者から徴収している項目・金額(学生会費、後援会費、PTA会費、同窓会費等)の管理、取扱(通帳管理か現金管理、通帳名義、管理者、証拠書類、決算報告等)について調査があり学内者名義の通帳、学内者が実質管理者の場合は管理体制の整備をするよう指摘があった。これを受け理事長より各学校に保護者は学校に納入したお金については全て学納金と捉えているので、外部から常に不信を招かないよう取扱、説明責任を果たせるよう関係書類を整備しておくよう指示した。これにより規程がある独立団体を除き通帳名義の変更、口座の廃止、担任が管理している中高のクラス費等についても帳簿の整備、証拠書類の保存、決算書の作成等を含め教職員の公金意識・管理についての意識が高まった。

また常に私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金及び特定公益法人の寄付金の募集をしており、特に平成23年度から25年度までは学園創立50周年事業にむけて教育振興寄付金の募集を行った。

学園の財務状況については資金収支月報及び月末資金残高(日計表)の状況について経理課長より常務理事、理事長に報告がなされている。

理事長は学校の公共性をよく理解しており、学校教育法および同施行規則に基づき毎年学園の事業報告、財務情報および短期大学の教育情報をホームページで公開している。

(b) 課題

平成25年度で5ヶ年の中期計画が終了したので、計画と実績の差異について分析する必要がある。また私学の財政状況が厳しくなっていることから、新たな中期計画を策定する必要がある。

○ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

1. (監事について)年間の監査回数について検討する。
2. (評議員会について) 学園からの私学情報、特に道内私学に関する情報を発信する。
3. 平成26~30年度の中期財政計画を策定する。

● 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

1. (監事について) 本法人と同程度の規模、学校構成の他法人の監査実施回数について調査、検討する。
2. (評議員会について) 私学情報等(関係部分)を発信する。
3. 今後の中期財政計画を策定にあたり多額の資金を要する耐震改修工事費算定のための耐震診断を行う。その結果を基に耐震工事費見積、資金調達の計画を立てる。

◇ 基準IVについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項